

平成28年第3回能登町議会6月定例会議 会議日程表

6月6日から6月17日（12日間）

日程	月	日	曜	開議時刻	会議・休会その他	
第1日	6月	6日	月	午前10時00分	本会議	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第2日	6月	7日	火		委員会	
第3日	6月	8日	水		委員会	
第4日	6月	9日	木		休会	
第5日	6月	10日	金		休会	
第6日	6月	11日	土		休日	
第7日	6月	12日	日		休日	
第8日	6月	13日	月		休会	
第9日	6月	14日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第10日	6月	15日	水	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第11日	6月	16日	木		休会	
第12日	6月	17日	金	午前11時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまから、平成28年第3回能登町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本6月定例会議の会議期間は会議日程表のとおり、本日から6月17日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

12番 宮田 勝三 君、

14番 久田 良平 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（鍛冶谷眞一）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第百121条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職、氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

次に、本定例会議に町長より別冊配布のとおり、議案4件が提出されております。

次に、町長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告4件及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、「平成27年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告があり、報告第4号としてお

手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「株式会社能登町ふれあい公社」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成28年2月分、3月分、4月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3、議案第57号「平成28年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、

日程第6、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（鍛冶谷眞一）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君

町長（持木 一茂）

本日ここに、平成28年第3回能登町議会6月定例会議の開会にあたり、ご提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、熊本県において4月14日から断続的に発生した熊本地震によって被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

この熊本地震に対し、4月20日には、当町から支援物資として、石川県を通じて要請のあった、熊本県阿蘇市、高森町（たかもりまち）、南阿蘇村へ、避難所の間仕切り、発電機、救急セット等、155万円相当の物資を支援いたしました。

また、町民の皆様、企業・団体から、たくさんの心のこもった義捐金をお預かりしました。5月19日時点で集まった金額が116万7,000円余りと

なりましたので、全額を熊本県へ送らせていただきました。

皆様の温かいご支援に感謝申し上げます。

熊本地震での報道に接し、防災・減災ということについて、常に心の片隅に置き、油断することの無いよう心掛けなければならないと再確認いたしました。

そのような中、5月26日に能登消防署の新庁舎が上町地内で完成を迎えました。自然災害を防ぐことは難しいですが、被害を最小限に抑えることは重要なことでもあります。

能登消防署が、能登町の防災・減災の要となって、町民の安心・安全な生活を支えてまいります。

また、5月21日には、藤波運動公園に「藤波テニスミュージアム」が開館いたしました。

この施設には、お父さんが当町出身の元テニスプレーヤー神和住純さんと日本ソフトテニス連盟会長の表孟宏（おもてたけひろ）氏の寄贈品を中心に約6,500点が展示されています。

日本のテニス史を学ぶことができる、全国に例を見ない貴重な施設であり、「テニスの町」を掲げる町の新名所として、発信してまいりたいと考えております。

さて、能登町内では、5月中はイベントが多く開催されました。8日には猿鬼歩こう走ろう健康大会が30周年記念大会ということで盛大に開かれ、参加者も過去最高の約2,000人が参加し、沿道の応援カカシも相まって、たいへん賑やかに開催されました。

また、つい先日の29日には、小木港でイカす会が開催されました。地元の方々が精力的に行動され、様々なイベントや出店を準備し、AKB48も出演するなど、過去に類を見ないほどの盛況で、約1万人が集まったと聞いております。

どちらのイベントも住民有志が主体となって行っているものであり、大変素晴らしい取り組みであります。

このような活動が続いていくよう、町としても協力していきたいと考えております。

それでは、本日ご提案いたしました議案2件及び諮問2件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第57号は、一般会計予算の補正であります。

今回の補正の主な内容は、能登高校魅力化事業や創業等支援事業など、地方創生に資する事業の拡充や、新統合庁舎建設予定地の測量費のほか、国・県の内示による事業の追加、4月の強風被害における修繕費などです。

議案第57号「平成28年度能登町一般会計補正予算（第1号）」は、9,841万円を追加して、予算総額を151億6,541万円とするものです。

歳出から説明いたします。

第2款「総務費」は、5,468万2,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」において、第8目「地方創生推進費」では、「能登高等学校魅力化事業」において、生徒の学力向上のために実施しております公営塾「鳳雛（ほうすう）塾」の受講者増への対応と、さらなる学力向上を目指して、「まちなか鳳雛塾」を設置するものです。塾の講師には、「地域おこし協力隊」を活用する予定であり、意欲ある生徒への個別学習指導による志望校への進学率向上と、地域学など特色ある講義を実施することで、地元はもちろん、全国にも能登高校の魅力をアピールできるものと考えております。

また、春蘭の里実行委員会が行う「次世代につなぐ魅力ある故郷づくりプロジェクト」が「過疎地域等自立活性化推進交付金」の採択を受けましたので、今回、事業費を追加いたしました。

第9目「地域振興費」では、「定住促進事業」において「創業等支援助成金」の申請増を見込み増額するほか、「ふるさと能登町応援寄附事業」において、7月から8月にかけて東京都六本木ヒルズで開催されます「ふるさと納税祭り」への出展に係る費用を追加いたしました。

第13目「交通対策費」では、のと里山空港利用誘客促進事業を活用した首都圏客向け団体ツアーが、好評により期間延長や新たなツアーが追加されるなど、大きく増額が見込まれますので追加計上するものです。

第16目「新統合庁舎整備費」では、新たに建設予定地の用地測量と共同福祉会館の調査費を計上いたしました。

共同福祉会館の建物につきましては、町所有の共同福祉施設と商工会所有の商工会館の区分所有となっており、商工会が移転する場合の補償費を調査するものです。

第3款「民生費」は、269万7,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」において、臨時福祉給付金の事務費を追加計上したほか、新たに「ひとり親家庭等生活向上業務」の委託費を計上し、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を図ります。

第2項「児童福祉費」では、去る4月17日の強風で被害を受けました「こどもみらいセンター」屋上の修繕費を追加いたしました。

第4款「衛生費」は、200万4,000円の追加であります。

当初予算で計上いたしました斎場マイクロバス購入について、今回、より安全性の高い四輪駆動車の生産が開始されましたので、その差額を追加計上するものです。

第6款「農林水産業費」は、2,100万円の追加であります。

第1項「農業費」、第5目「農地費」において、今回、農村総合整備事業の内示を受け、事業費を追加するものです。内容は、日詰脇地内の暗渠排水と用排水路の整備を予定しております。

第7款「商工費」は、652万1,000円の追加であります。

観光施設管理事業では、九里川尻野営場の屋外炊事場のほか、赤崎休憩舎の看板が4月17日の強風により被害を受けましたので、その修繕費を計上しております。

また、観光施設特別会計においても、強風被害により繰出金を追加しております。

第9款「消防費」は、114万4,000円の追加ですが、

コミュニティ助成事業の採択を受け、新保女性防火クラブに配備する軽可搬消防ポンプと内浦分署に配備する除雪機の購入費を追加計上いたしました。

第10款「教育費」は、1,036万2,000円の追加であります。

第1項「教育総務費」では、科学教育振興助成金の採択を受け、町内全小中学校で取り組みます海洋教育推進プログラム事業にかかる事業費を追加いたしました。

第2項「小学校費」において、第1目「学校管理費」では、鶴川地区避難所となっております鶴川小学校裏の土砂対策工事に係る設計費を追加計上いたしました。第2目「小学校教育振興費」は、理科教育に係る備品購入費の追加であります。

第3項「中学校費」では、4月17日の強風被害を受けました柳田中学校の屋上と松波中学校グラウンドの修繕費を追加計上しております。

第5項「保健体育費」では、「猿鬼歩こう走ろう健康大会」に対し、興能信用金庫さんからの寄附金を受け財源を充当したほか、藤波運動公園管理センターの玄関改修に係る工事費を追加計上いたしました。

以上、9,841万円の財源として、

歳入に、第11款「分担金及び負担金」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」、第16款「寄附金」、第17款「繰入金」、第19款「諸収入」、20款「町債」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第58号「平成28年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」は、514万円を補正し、予算総額を1億516万6,000円とするものであります。

4月17日の強風により「うしつ荘」「やなぎだ荘」「ふれあいの里コテージ」の屋根などに被害が出ましたので、修繕するものです。

歳入において、繰入金と諸収入を追加し、収支の均衡を図りました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」ですが、能登町には、現在7名の人権擁護委員の方がおられます。

本年9月30日をもって任期満了となることから、能登町字布浦の「岩池浩」氏の再任と、「井口 隆彦」氏の後任として、能登町字国光の「畑中 彰治」氏のお二人を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、及び日程第6、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第5、諮問第1号、及び日程第6、諮問第2号の2件を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました諮問第1号及び諮問第9号の2件を議

題とします。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、

能登町字布浦2字3番地

岩池 浩氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

はい、ありがとうございました。

御着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第1号については、議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、

能登町字国光へ部六番地

畑中 彰治氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。
御着席ください。

起立全員であります。

よって、諮問第2号については、
議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

それでは次に、日程第3 議案第57号から、日程第4 議案第58号までの2件についての質疑を行います。

質疑は、大綱的な内容でお願いいたします。質疑ありませんか。

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

それでは、2点ほどお伺いいたします。

まず、予算書の9ページ。第17款繰入金のほうで、第2のふるさと振興基金の積み立てですが、5,000万繰り入れになっています。これはたしか、ふるさと納税された金を基金に回すという、そういう伺いを聞いておりますけど、平成27年度にまずどれぐらいの納税があったか、それから今後もこの積み立てを納税いかにによって5,000万という金を積み立てていくのか、基金が幾らになったら事業の展開するのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

企画財政課長、蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

お答えいたします。

予算書のまず9ページですが、ふるさと振興基金繰入金は500万でございます。この繰入金は、今回、補正の繰入金でありまして、ふるさと振興基金から500万円を一般会計に財源として繰り入れしたものでございます。これは

具体的に言いますと、ふるさとの創業等支援助成金、今回追加しております。その部分は、11ページの地域振興費の定住促進事業という部分があります。1,230万円ではありますが。その部分に、財源内訳でその他となっている部分があるかと思えます。これが500万円、ここの事業にふるさと振興基金を充てさせていただいたということでございます。

議員さんおっしゃいました基金はどうやって使っていくのかということですが、実際、去年からふるさと納税が始まりまして、たくさんのご寄附をいただいております。一応去年の当初予算時点で、充当先を当初予算に充当させていただいております。その額が当初予算になります。8,500万円、去年の寄附の中から8,500万円を、目的がありますので、その目的に準じた事業に充てさせていただいております。例えば子育ての社会福祉の活動支援とか、観光、地域振興の資源とか、目的はございますが、それが8,500万円ほど充当して使わせていただいております。これは広報にも、こういうぐあいに使わせていただいております。

今回の補正は、創業等支援事業がまたありましたので、その部分に充当させていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

寄附金ですので、一応基金の残高見込みではありますが、決算見込みでありますので、当初予算は8,500万充当させていただきましたが、今現在、決算調整中でございますが、見込みとすれば8,900万円ほど基金のほうへ積み立てるということになっておりますので、そういうことをご了解お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

それではもう一つ。予算書の11ページですけど、ふるさと能登町応援寄附、先ほど町長は六本木ヒルズにおいてふるさと納税まつりをやるというふうに聞いています。予算の計上は、旅費として115万ちょっと計上してありますけど、これはどういった納税まつりなのか。また、そこに参加される人数の115万ちょっとありますが、どれぐらいの人数で参加されるのか。その中身と人数をちょっとご答弁いただきたいと思えます。

議長（鍛冶谷眞一）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

ご質問のふるさと納税のPRの出展ということで、このPRにつきましては、ふるさと能登町応援寄附ということで、ふるさと納税をクレジット決済ができるようになっております。年々、インターネットからの申し込み手続きがふえてきております。現在、その申し込みの件数の全体の8割がインターネット、クレジット決済を利用しております。この手続きをふるさと納税総合サイトのふるさとチョイスという企画運営をしています株式会社トラストバンク社と業務委託を契約しておりますが、その会社より、本年4月にテレビ朝日が7月16日から8月28日の44日間で開催します六本木ヒルズ夏祭りと銘打ちまして、その期間中の中に、ふるさと納税まつり2016という、ふるさと納税をPR、出展するエントリーの照会を受けました。期間中の来場者数が約500万人、昨年460万人来られたということで、大変多くの来場者を見込まれるということでありまして、町では、その44日間のうちの1週間を続けて出展、ふるさと納税のPRをするということにしております。

先ほど言いましたように、トラストバンク社と契約しておりますので、出展料は全て無料で、冷蔵庫、冷凍庫、全てそちらで貸していただけるというふうなことで、PRに行く人を出していただければ大いにPRできるだろうということでありまして、町としては、一番多い人が来るであろうという8月1日から8月7日の予定で出展のエントリーをしておりましたけれども、うまくその1週間でとれましたので、そのための旅費、需用費、役務費を追加をしたものであります。

人数は、大きくはブースが3つあります。ふるさと納税のPRブース、ここには対応人員を1日当たり3から4名。ここには町の情報発信、あるいは特産品の紹介、それから試食品あるいはグッズの提供、そういうものをします。ふるさと納税の返礼品の紹介もそこにします。

それから、寄附ブースといいまして、そのブースで直接来場された方がそこで寄附をしていただける。パソコンを置きまして、そこでクレジット決済ができるような寄附ブースを設けております。ここに1から2名を配置するというようにしております。

それから、グルメブースというブースもあります。ここはテレビ朝日が直接調理、販売をいたします。能登町の食材を直接事業者より原材料を購入して調理していただけるということで、今、私どものほうでは能登牛あるいはイカを提供していただけんかなということで検討しておるところであります。

開業時間は午前11時から午後8時という非常に1日長い時間でございますので、それを1週間続けて行うということで、夏場の体調管理等を考慮しまして4班の編成を今予定しております。出入りを含めて総勢16名の旅費を見込

みました。主催者側より、特に土日が混雑が予想されるということで、その分については人員をふやして対応するようということも勧められております。

そういうことで、この経費を今回追加補正させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

最後です。今、課長の説明では大変いいPRになるかなと私も想像していますので、ぜひ頑張って能登町の活性化につながればと思っています。

あわせて、先ほどの町長の冒頭のご挨拶にもありましたけど、熊本の地震があつてから、ふるさと納税の方向が若干変わるかなと、私はそう懸念していますけど、担当課長として今後の28年度の納税はどういう方向に行くか。もし現在、課長の頭で考えているものがあつたら、ひとつお示しいただきたいと思っています。

議長（鍛冶谷眞一）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

今ほどのご質問ですけれども、ふるさと能登町応援寄附ということで、再度おさらいということになりますけれども、ふるさと納税制度ということで、納税者の個人が生まれ育つたふるさとに貢献したい、あるいは深いかかわりを持っている地域に対して応援をしたい。その思いをみずからの意思で納税先を決めまして、寄附という行為で選択をしていただけるものであります。

これまで町に入ってこなかった収入がふるさと納税として各自治体、町に入ってくるものだというふうに思っております。そのため、町では寄附をされた方に能登町のサポーターとして寄附の金額の半額相当の特産品を返礼品として送っております。その特産品についても、地元でつくられた特産品あるいはとられた海産物、農産物等を送るということで、その半額は全て事業者のほうにお金が回るということで、お金が回るということでは非常にいいのかなというふうに思っております。

今後ともそういうふうに返礼品については、6月の広報にも載せてありますけれども、そういう事業者を多く募って、できるだけ数多くの返礼品、町の特産品を紹介をしていきたいとも思っております。

それから、昨年の途中からですけれども、返礼品だけではなくて、のっとりんパスポートという宿泊優待カードを発送しております。これは能登町の宿泊施設に宿泊していただく際に、そのカードを提出されると1人3,000円の割引をします。このカード1枚で4人まで割引ができるということで、4人で来られた場合には1万2,000円の割引にもなると。それを有効期限を2年間ということで、このカードが2年間有効で2回利用できるというものにしてあります。応援していただけるだけでなく、ぜひ町にも来ていただいて、町の良さを再認識していただけるのかなという思いで、そういうふうなことも取り組んでおります。

あとは、ことしのまず実績から申しますと、今年度4月、5月の応援寄附の実績は、インターネットの申し込み分ではありますが744件で、寄附金額は約1,000万円です。昨年度の同時期では1,864件、金額で約3,000万。今年度は3分の1の件数になっております。昨年は税制改革がありまして、ふるさと納税の手続が非常に簡素化された。先ほど言いましたように、クレジットの決済も手軽にできるということで非常にふえたのかなということもあります。

ただ今年度からは、全国のほかの自治体もそういうインターネットの申し込みに変えている自治体もたくさんありますので、全国的には均等化されてきておるのかなという思いもありますし、また、4月に発生しました熊本地震への義援金寄附にも移行しておるのかなと思います。

町のほうでは、今までやってきたものをさらにPRして、できるだけ能登町のほうに応援寄附という形で納税していただくようにまた努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君

12番（宮田勝三）

1点だけ説明を願いたいと思います。

先ほどの町長の説明にもありました。能登高校魅力化事業の2,000万余りなんですけど、すごい取り組みだなと思っております。決して悪いとは思っていません。能登高校に対しては、育成会なるものというふうな感じで年間1,000万前後のお金が補助といいますか助成されておるんですが、そういった中で今回の能登高校魅力化事業の細部にわたって、19節までの説明を細やかに説明していただきたい。

これは何でかということ、きっと町長の言葉にも見えなかったんですが、思い

は皆さんと同じ。私もきっと同じだろうと思います。この事業に取り組む本当の思いはどこにあるのかも含めて、これはやっぱり県にも届くぐらいの大きな声で説明を願えればありがたいのかなと、そんな思いにおりますので、例えば非常勤の報酬なんですがお1人なのか2人なのか3人なのか、年間何人かお願いしてやるのかを含めて、これまた県に届くように説明を願いたいと思います。恐らく能登高校に関する思いは皆さんと私ども議員も同じだと思うんですが、その狙いの中でこの事業に取り組んだと思うので、大きな声で説明を願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、宮田議員さんのご質問の能登高校魅力化プロジェクトについて若干、少し長くなるかもしれませんが説明したいと思います。

このプロジェクトにつきましては、能登町の生徒一人一人の力を伸ばす教育環境の整備を目指したものであります。大まかに言いますと、教育指導につきましては、地域おこし協力隊などの外部人材を活用しまして、子供が行きたい、親が行かせたいと思うような能登高校づくりを目指すものであります。

この能登高校魅力化プロジェクトを今回補正した前提といたしますか、それについて説明いたしますと、今まで当町では中学校卒業と同時に生徒の6割近くが町外の高校へ進学しておるという状況でありました。特に大学を進学希望する経済的に多少ゆとりのある家庭の子供につきましては、町外の高校へ進学しているというふうに思われております。能登高校に進学すると、残念ながら学力的に大学進学につきましては実績が若干ほかの進学校に比べると落ちているという状況であります。

そこで、能登高校からでも例えば国公立大学などへの進学希望を実現できるような、こういった環境整備が必要ではないかということから、実は2年前に能登高校に公営塾「鳳雛塾」を高校内に開設して、生徒の学習指導を行ってきました。これまで能登高校から一般入試、推薦はありますけれども、一般入試での国公立の進学実績というものは残念ながらなかったということでもあります。しかし、高校内に設置しました鳳雛塾、2年前に設置しておりますけれども、ことしの3年生で、そういった一般入試で国公立の大学入試を目指せるような生徒もあらわれてきておるといような状況であります。ただし、現在では公営塾の生徒がふえておまして、2年、3年生で約20名ということになって

おります。そういった状況では、現在の講師1人では手厚い学習指導が困難な状況となってきておるといったことであります。

そこで、今回補正でお願いいたしました「まちなか鳳雛塾」の設置を検討いたして、今回補正で提案させていただきました。一人一人に手厚い個別指導を実施しまして、学力を最大限伸ばして生徒たちの夢に向けた進路の実現、これを目指すという段階に来ておるのではないかと考えております。

そこで、地域おこし協力隊、予算では4名を一応見込んでおります。こういった外部人材を導入しまして、まちなか鳳雛塾を設置し、一人一人に応じて学力と人間力を伸ばすプログラムに取り組むということを実施したいと考えております。

また、まちなか鳳雛塾では、希望する小中学生にも能登高校の生徒と一緒に個別学習、特に英語ですが、そういったことも取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、能登高校も進路選択の一つであるということをお小中学生並びにその保護者にも理解していただきたいというふうに考えております。これまで町外の高校へ進学していた学力のある中学生が能登高校を選択する可能性が今回の事業で大きくなるというふうに考えております。

この事業は、学力も人間力も伸びる教育環境を整え、子育て、教育のまち能登町として教育ブランドも確立していきたい、そういう思いで予算要求をいたしましたところであります。

そこで、ご質問の予算要求の中身でございますけれども、予算書の11ページに地方創生推進費としまして、能登高等学校魅力化事業ということで今回補正の2,100万円を追加計上いたしましたところであります。

報酬としましては、非常勤職員の報酬、これは4名の地域おこし協力隊の人員費を見込んでおります。また共済費につきましては、この方々の社会保険料でございます。旅費につきましては、費用弁償としてこの4名の方の旅費を見込んでおります。また委託料としましては、実施設計費として32万4,000円。これはまた工事費でも324万円を計上しておりますが、現在、旧宇出津公民館、宇出津小学校近くにあります旧宇出津公民館があいておりますので、当初はそこでまちなか鳳雛塾を開設したいということでの計上でございます。また委託料につきましては、運営委託料としまして民間のそういった塾のノウハウを生かすための経費として815万6,000円を計上しております。備品購入費につきましては、学習設備並びに事務用品等で100万円を見込んでおります。また負担金では、地域おこし協力隊につきましては住居を能登町内で用意する必要があるということで、そういった負担金としまして54万円を計上したところでありますので、よろしくごお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君

12番（宮田勝三）

大変細やかな説明、まことにありがとうございました。

私どももわかりましたが、これが功を奏することも願いますし、この細やかな説明の中に何があったのか、思いがあったのか。恐らく県当局もわかっているただけのだろうと思って喜んでおります。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第57号から議案第58号までの2件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第58号までの2件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

休会決議について

日程第7、「休会決議」を議題とします。
お諮りします。

委員会審査等のため、6月7日から、6月13日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。よって、6月7日から、6月13日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

今回は、6月14日午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会（午前10時51分）

開会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

おはようございます。

ホテルの便りがあちこちから届くようになりました。日本全体が水不足というところで、当北陸地方でも梅雨に入ったという報が伝わってきましたが、このまま少し雨が続きたりしていけば田畑にも動物たちにもいいのかなというふうに思います。

それでは、これから先、座って進行してまいります。

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

初めに、4月14日に発災しました熊本地震災害に被災された全ての方々にお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を申し上げます。一日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、通告どおり2点についてきょうは質問をさせていただきたいと思っております。

本年7月には参議院選挙が行われます。これにあわせ公職選挙法を改正することで近年の有権者の政治離れを考慮し、また今回から18歳選挙権が実現し新たな有権者も誕生することから、この機会に、より投票しやすい環境づくりがなされたようであります。

変わりましたところを少し紹介してみたいと思います。

1つは、たくさん人が集まる場所に新たに共通投票所が設置できるようになりました。また、今まで実施されてきた期日前投票の時間帯の延長もできるようになりました。そして、若いお母さんが投票所に子供を連れて入れるようにもなりました。また、新有権者においては、3カ月以上住んでいた転居前住所でも投票ができ、もちろん不在者投票も可能とする投票権の空白の解消もなされました。さらに、期日前投票についても自治体によっては大学構内において期日前投票所を設置、若者の投票率の増加を図っているところもあります。近いところでは、輪島市では日本航空学園において投票所を設けるようであります。

政治に国民がより多く参加してもらい、そこから民意を酌み取っていくことが選挙の第一の意義であります。今回の改正も当然に投票率の上昇を第一に、増加の可能性があればそれに応えた施策をとのあらわれであると考えます。

そこで、我が町の選挙の体制についてお伺いいたします。

広報のと4月号により投票所の変更が案内されておりました。それによりますと、24カ所から17カ所へと7カ所が廃止され、編成されております。この経緯については、選挙管理委員会も出されました再編計画に表記されているとおり、投票所ごとの有権者数とその配置のバランスがとれていないことや、投票立会人の選任が容易でないことなど、人口減少と高齢化によりその運営に苦慮されてきたことがうかがい知れるところであります。そこから今回の投票所の再編となったことについては、やむを得ないことと考えるものであります。

ここで質問ですが、再編により閉鎖した投票所に対する従来の投票区の町民に対して、計画では期日前投票を進め補う考えのみが示されております。本当にこれだけで真面目に政治に期待する善意の高齢者、あえて高齢者と言いますけれども、高齢者の方々に行政は応えていると言えるのか、極めて疑問に思うものであります。

町長に質問をいたします。今回の再編とその対応策について、どのように受けとめて考えておられるのか。また、そのほかのご自分の検討するようなことなどを考えておられるのか。また、さきに紹介した公職選挙法の改正の狙いは、より多くの国民の政治参加と考えるけれども、町の対応策はその趣旨に沿った対応となっていると考えておられるのか、町長にお答え願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員から投票所の閉鎖と再編についての町長としての評価はというご質問だと思いますが、公平、中立な選挙を執行します機関である選挙管理委員会の決定事項ということでもありますので、私自身の意見は控えさせていただきますと思います。

今回の投票所の閉鎖と再編の説明につきましては、選挙管理委員会の書記長に答弁させていただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、田端議員のご質問の投票所の閉鎖と再編について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、町の選挙管理委員会は、地方自治法の規定に基づきまして、執行機関から独立して選挙を管理するために設置されております。その選挙管理委員会の決定事項でありますので、委員会の書記長であります私のほうからご説明させていただきます。

投票所の再編計画については、近年の期日前投票の増加を初めとする社会情勢や道路、交通事情の変化、それから投票所における駐車場、それからバリアフリー化などの環境、人口減少、高齢化などによる事務従事者の確保などにより、投票区域の見直しを選挙管理委員会が行ったものでございます。

その経緯につきましては、2年前の平成26年6月より選挙管理委員会で検討を重ねてまいりました。その間、議会の皆様、それから町会長、区長さん方などに説明いたしまして、現在の状況を踏まえ、町内全域の統一した基準での見直し、選挙人の投票環境の整備及び改善、効率的な投票区、投票所の指定を目的に、24カ所から17カ所に整理統合したものでございます。

なお、閉鎖した7カ所の投票所につきましては、選挙期間中の平日に半日程度、臨時的に期日前投票所を設置する計画であります。

また、期日前投票所の設置や啓発運動を行うことなどにより投票率の向上にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

町長の直接のお答え、お言葉を聞きたかったんですけども、非常に残念です。ご自分も選挙される立場にございますので、やはりどういう状況がより投票されて民意を酌み取れるのかという意味で、そういう意味のお答えもお聞きしたかったということで非常に残念に思います。

一応独立した委員会ということでの答弁をいただきました。

ただ、私の思いでお話しさせていただきますと、今回の再編後の投票所を見ますと、閉鎖された投票所は交通の便がなければ確実に投票に行けなくなることとなります。真面目な高齢者ほど、早いうちからまだ先にある選挙の投票をどうして行ったらいいのかということのを頭を痛めているのが事実です。私の聞いた話は、当日地区の高齢者の方、「どうして行ったらいいやろうか。タクシー使ったら何千円もかかる」、このような声を聞きました。それが実態でないかなと思うんです。

再編に影響を受けた町民全てが従前は徒歩で投票に行くことができたということは思いません。近所の若い人や親戚の方などの車に便乗させてもらって投票されてきたことでしょう。しかし今回は、その負担がさらに大きくなることを行政はしっかり受けとめなくてはならないと考えます。

行政の立場にある者は、次の言葉を肝に銘じていくべきと考えるものであります。「あらゆる社会問題の解決で問われているのは、私たち一人一人に他者の痛みを我がこととして受けとめる感性があるかどうかである」。これは岐阜大学の林正子教授の言葉ですけども、本当に執行部としてはしっかり町民の方々の思いを少しでも酌んでいくということが、そういう姿勢が大事ではないかなと思うんです。

先ほど総務課長から答弁いただいたわけですけども、一応町内の各方面からの意見の聴取はしましたということでありました。私、最近思うのは、やりましたというアライズづくりのようなことはもうやめてほしいと。本当にこのことが実効性のあることになり、そして町民がそのことを喜んでくれるのかどうか。その実効性をしっかり自分に問うた仕事をしていただきたい。これが今回の決めていった経過に対する一番の指摘したいところなんです。

さきに総務課長にはお話ししておきました委員会のほうの協議の中で、私、投票のためのバスの運行をしたらどうかという質問をさせていただきました。そういう協議のことはありましたでしょうか、ちょっと答弁お願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、田端議員の投票のためのバスの運行についてのご質問でございますが、全国的に町村合併に伴う統廃合、それから農村部を中心にした過疎化の進行、そういった地域では投票所が減少している状況であります。そのため、投票所が遠のく有権者のために投票所までの送迎バスを運行する自治体もあるようです。

選挙日当日にそれぞれの各投票所へのバスの運行につきましては、選挙管理委員会においても送迎車両や運転手の確保、運行形態などの課題を検討いたしました。当町においては、現時点では投票所までの送迎バスを運行する予定はございません。しかし、過疎化などでどうしても移動手段が確保、維持できない場合には、公平、公正性を保った上で移動支援の導入は選択肢の一つだというふうに考えますので、各方面のご意見を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

投票のためのバスの運行を導入したらどうかということをお話していただきました。この投票に際してのバスの運行につきましては、今ほど移動手段として少し考えてみたいということですので、また次回に向けて検討、今回の実際のデータもとりながら、また検討してもらえばありがたいなと思っております。

先ほどちょっと言われました期日前投票の設置につきまして、閉鎖された場所について、半日ほど期日前投票の設置をするということを決められたそうですが、これにつきまして一つ、バスの運行を私、提案したときにお話ししたのは、近いところで穴水町で実施されたということを知っておりますけれども、その経験、効果など事象を検証されて、我が町としてのより効果的なバスの運行を検討してもらえばいいかなというふうにして思うんですが、今回やる期日前投票は週の中日にやるということなので、データから見るとどうしても投票所当日のデータが50%ぐらいの投票率になっている。期日前投票というのは二十何%台でずっと推移していますので、これからより伸びていくかもわかりませんが、まだまだ投票日の当日の投票率が高いんじゃないかなと、こう思いますので、そういう意味では、私がバスの運行をとというのは投票日当日

のことを想定して提案しているところでございます。

そういうことで、今回、期日前投票を半日設置するということは、今回の再編計画の中にもありました経費を抑えていく、そういう意味の指示も総務省から来ているみたいな話でしたので、そういう意味では期日前投票を半日設置するだけでも半日分はかかるということなので、そういう意味ではバス運行のほうが安くなるのかなという単純な思いですけれども、そんなことも思いながらおるわけでございます。

ぜひ今回の選挙の結果を踏まえて、次回はさらにいいものをつくり上げてもらいたい、このように思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

昨年6月定例会議において、町内コミュニティバスの運行を要望いたしました。前回の論点は、高齢者自身の行動と選択が生かされる生活にこそ生きがいと喜びがあるのではないかと。高齢者が自由に行動できる地域を社会資本、すなわち本町のインフラとの考えで捉えてほしい、こう思います。交通弱者は医療弱者にもなるとの視点で行政の取り組みをと訴えをさせていただきました。

町民のための公共交通という課題を前に、今回は行政の立場で見たときに今後の未来を見据えて提案をいたしたい、このように思います。

私は、いつも北鉄奥能登バスの乗客が少ないままの運行に、いつまで走ってくれるんだろうかと考えてしまいます。言うまでもなく、急速な過疎化により乗客が加速度的に減少。反比例して町の補填額が増加していく。この悪循環が続いていく。町当局も補填がいつまでも続けられるとも考えていないとは思いますが、むしろ運営のバス会社が企業の論理で休止、廃止するかもしれません。現に15年度版の交通政策白書によりますと、一般路線バスは2009年から5年間で実に約6,463キロの路線が代替手段がない状態のままで廃止されているという、そういう報告が上がっております。

町長は、現在のままの路線バス主体の地域公共交通がいつまで続いていくとお考えなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは田端議員のご質問に答弁させていただきますが、まず町内の路線バスにつきましては、珠洲市から穴水町につながるのと鉄道転換バス、そして輪島市につながります町野線などの従来からの生活路線、またJRバス撤退に伴います代替区間の路線など、合計13路線71系統で1,425キロメートル

にわたり北鉄奥能登バス株式会社が運輸局の許可を受け営業運行を行っております。また、内浦地区の一部を有限会社恋路観光バス、また交通空白地の柳田地区では、町が国の登録を受けまして住民が混乗できるスクールバスも運行しております。

ご承知のとおり、近年は自家用車の普及によりますライフスタイルの変化や過疎化により、残念ながら議員おっしゃるように利用者が年々減少傾向となっております。民間バス会社に対しては、路線バスを走らせることで発生しました赤字に対しましては、石川県と能登町の補助金で路線バスの運行に対応しております。

ご質問のいつまで路線バスを中心とする公共交通が続くと考えるかということではありますが、能登町を初め能登の近隣市町との広域的な公共交通の手段としましては、やはり路線バスが現時点では最も有効な交通手段と考えられます。ただ、運行の事業主体が現在、先ほど言いましたように民間事業者でありますので、いつまでとは答えようがありませんが、現在バス事業者が路線を運行していることから、今後も継続して運行していただきたいというふうには考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

本年3月時点のデマンドタクシーの利用状況をいただきました。それによりますと、平成24年から始まって4年が経過し、年々その利用者が減ってきております。当初2,532人であったものが1年間で300人ほどずつ減って、27年には1,706人となっております。また、本年3月時点の登録会員数が400人ですが、この数字をどのように見ておられるのか。多いのか少ないのか。ここが見方でないかなと、こう思います。今現在、多分75歳以上の方が3割ぐらい人口おいでるんじゃないかなと思うんですね。そうしますと、約3,000人ぐらいの75歳以上の方がいるということから見まして、400人が決して多いという数字ではない、こう思います。短期的には何らかの対応はされるものと考えますが、中長期的にはバス路線も含め交通網の再構築を考え始める時期に来ているのではないかと思うものであります。

地域公共交通を取り巻く状況は、本町だけでなく、少子・高齢化や人口減少による事業主体の経営悪化などにより全国的に危機的状況になっております。そこで国土交通省は、改正地域公共交通活性化再生法を平成26年11月に施行して、地方の公共交通網を再構築する事業に対して国が資金面でバックアッ

プし、あわせて民間資金の導入も促すこととする計画のようであります。詳細は除きますが、具体的な事業として、バス路線網の再編の項目に着目、検討することは十分に値することではないかと考えるものであります。

そこで、あえて一石を投じる提案を試みてみたいと思います。私の提案で、この路線再編に当たっては、私は路線を広、略、要として区別していったらどうかと思います。

路線バスの北鉄奥能登バスは、珠洲市から穴水まで広域をカバーする大事な路線であり、中核として位置づける。現状は、その路線バスが利便性から見ると町内を細かく入りたい。しかし、経費の効率を考えると走らせられないというジレンマの中にあるのではないかと思います。そこで、従来の路線バスは広、略、要の広として粗い地域をカバーする。地域によっては略もカバーする路線も担う。また、別に略としての路線があってもよい。そして要として、町内間の移動手段としては小回りができるもの、それが勝手がよい。

次に、広、略、要の略と要の路線に、今回の再編の目玉として町の特色を盛り込んでいったらどうかと思います。町が事業主体、運行主体を現行の公共交通を担う業者で構成する。町が事業主体となることによって、事業の継続性が担保されます。運行主体が町内業者であるゆえ、何より町民の足を守り足になろうと努力する。利便性や企業利益のための努力も期待したい。生活路線バスや季節による観光路線バスなども、そういう企画も出てくるのではないか。この略、要にコミュニティバスの運行のイメージを私は持ちたいと思うのであります。

現在の路線バスは、もちろん乗客の利便性、集客の可能性などは考えていると思いますが、さらに問うてみるならば、走らせれば赤字の補填はしてもらるので、企業と従業員にそれ以上の努力をしようというイノベーションの啓発はないと思います。必要なのは、我が町の交通弱者、それに伴う医療弱者などは出さないとの懸命な使命にも似た思いを持って取り組む企業理念と働く集団こそが必要である。このように訴えたいのであります。

さらに、山間部の交通空白地域では、道路運送法第78条を活用、自家用自動車を使った有償旅客輸送を実施し、以前の市営デマンドバスの6倍以上の乗客に利用されている地域もあります。さまざまな知恵を絞り、集落が自主的に取り組み、我が集落は自分で守るという動きも実際に出始めていることも指摘したいと思います。

ともかく以上述べてきた路線の再編について、最もネックになるのは広域路線の調整にあるのではないかと考えます。これは先ほど町長が答弁されたとおりでございます。現在、広域交通の協議会もあり、その負担もしながら運営されていることと思いますが、町の公共交通は広域交通を踏まえなければ前に進

まないと考えます。

このことを考えますと、中長期にわたる広域公共交通の議論のリードを町民の足を守る、このことを基本理念とされる町長にこそ期待したいと思うのですが、町長の決意をお尋ねしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきますが、現在、町のほうで行っております従来の路線バスのほかに、平成24年度から本格実施をしております予約制の乗り合いタクシーの導入によりまして、各事業者が運行してくれることによって交通空白地帯を解消しているところでもあります。また、ことし9月からは、地域住民の利便性を向上させる観点から、現在の合鹿久田線を合鹿線と久田線に分けまして、久田線では新たに久田地区から桐畑地区まで延伸する予定としております。

議員が言われる中期的な公共交通の再編につきましては、現在の事業者との競争等、法的な規制がありますし、また近隣他市町との広域的な交通手段、あるいは町の負担しております経費などを総合的に考えますと、やはり現状では既存の交通システムが最も有効と考えられます。

能登町第2次総合計画にもありますとおり、バスの利用者数の減少はあるものの、地域の皆様の生活の利便性を確保するため、現状の路線を維持したいと考えております。

また今後におきましても、バス路線で地域住民からの要望の多いルートがあれば、地域公共交通会議で検討していければと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

現在の路線が現在最もいい形で進んでいるということですよ。現在すぐどうせいということではないんですが、中長期的にはそういうことも視野に入れながら考えていかないと、先ほどこちょっとお話しさせてもらいましたけれども、全国では企業の論理で廃止するということも十分にあり得ることなので、私の知っている記事では、発表の前日に町に連絡があった、こういうところもある

みたいなんですね。そういう意味では、中長期的にはそういう形で我が町の交通をどうしていくかという意味では視野に入れながら検討してもらいたいと、このように思います。

そのリードを、公共交通の珠洲から穴水までの大きな広域を、町長にそのリードをお願いしたいと、このように思っております。どうか重ねて今後の公共交通よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、1番 田端雄市君の一般質問を終わります。

それでは次に、7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

それでは、議長の許可をいただきましたので質問に入りたいと思います。

初めに、2カ月前のきょう起きた熊本地震によりまして、多くの亡くなられた方々に対しお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々に対し一日も早い復興をお祈りいたしたいと思います。

それでは、通告してあります3件について質問させていただきます。

まず、1点目の平成27年度会計の決算見込みについてお聞きいたしたいと思います。

この件につきましては、昨年までは補正予算の専決処分の報告の時点で議案質疑を行っておりましたが、今回からは専決処分の報告は全員協議会での報告で終わってしまい、議案として載っていないので、一般質問に切りかえたというところがございます。

平成27年度会計については、5月31日に出納が閉鎖されていると思いますが、一般会計と企業会計の決算見込みはどのようになったか、お聞きいたしたいと思います。

また、平成27年度末の普通会計と企業会計の地方債現在高見込みと、一般会計並びに特別会計の基金残高見込みをお聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

会計管理者 江端由爾君。

会計管理者（江端由爾）

椿原議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度能登町一般会計歳入歳出決算見込みにつきましては、歳入見込

み額151億4,900万円、歳出見込み額147億2,700万円で、歳入歳出差し引き額は4億2,200万円の黒字を見込んでおります。

また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額につきましても3億5,600万円の黒字を見込んでおります。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

私のほうからは、普通会計地方債残高、一般会計基金残高の見込みを説明させていただきます。

平成27年度末の普通会計の地方債残高であります、188億3,177万円を見込んでおります。

また、一般会計の基金残高でございますが、64億4,662万7,000円を見込んでおります。参考であります、このうち財政調整基金は28億2,911万7,000円を見込んでおります。

以上であります。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

私のほうからは特別会計についてお答えします。

国民健康保険特別会計では、財政調整基金と高額療養費等貸付基金を合わせて1億2,901万6,000円、介護保険特別会計では、介護給付費準備基金が3億1,798万8,000円で、合計4億4,700万4,000円が特別会計の基金残高見込みとなります。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

上下水道課長 大庭毅君。

上下水道課長（大庭毅）

私のほうからは、水道事業会計の決算見込みについてご説明させていただきます。

収益的収支では、税込みの収入で使用料などの営業収益や営業外収益などで5億3,141万8,000円、支出では、営業費用、営業外費用などで4億3,984万1,000円であり、収支で9,157万7,000円の黒字見込みとなっております。

また資本的収支では、収入に補助金や企業債などで1億2,406万3,000円、支出では、企業債償還金と建設改良費の合計で3億1,899万3,000円であり、収支の不足額1億9,493万円は、損益勘定留保資金等で補填を行うものです。

また、地方債現在高につきましては21億1,110万5,000円となっております。

以上でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

公立宇出津総合病院事務局長 大松敏明君。

公立宇出津総合病院事務局長（大松敏明）

平成27年度能登町病院事業会計の決算見込みについてお答えします。

収益的収支につきましては、総収益24億1,562万6,000円に対し、総費用23億8,009万5,000円となる見込みで、3,553万1,000円の純利益で黒字となる見込みです。

資本的収支につきましては、収入は補助金など2億1,826万1,000円で、支出は建設改良費、企業債償還金など3億3,633万9,000円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,807万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填を行うものです。

地方債現在高につきましては、13億5,065万円となる見込みです。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

わかりました。

それでは次に、2点目の選挙関係についてお聞きいたしたいと思います。

この件については、先ほど質問されました田端議員と重複する場合がありますが、ご了承願いたいと思います。

昨年の夏、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳から2歳引き下げられ18歳以上に改正されました。来月予定されている参議院議員選挙から実施されることになっております。世界的には選挙権年齢は18歳が一般的で、日本も国際基準に追いつく形になるようです。

選挙権年齢の変更は、昭和20年に25歳以上の男子から20歳以上の男女となり、年齢引き下げと女性の参政権が認められて以来、70年ぶりとなります。今回の参議院選挙以後に告示される地方選挙にも適用されることとなります。

世界的には、18歳で選挙権を得る国が主流のようです。国立国会図書館が一昨年2月時点で各国下院の選挙権年齢を調べたところ、191カ国、地域が18歳以上だったようであります。欧米の主要国は、おおむね1970年代には18歳以上に引き下げております。

日本では、新たに選挙権を得る18歳から19歳は約240万人で、有権者の約2%。各種選挙で20代の投票率の低さは際立っており、18歳選挙権をきっかけに若い世代に政治への関心が高まるよう、政府や各政党は主権者教育や政策のアピールに力を入れる考えのようであります。特に高校生や大学生を中心に周知、啓発に取り組んでいくことが大事だと思っております。

そこでお聞きいたしますが、能登町の18歳、19歳の有権者の人数はどのくらいか。また、能登町選挙管理委員会で18歳選挙権でどのような対応をとられたか、お聞きいたしたいと思っております。

中学校の学習指導要領でも主権者教育が重要となっていると思っております。能登町では能登高校がありますが、県立高校ですので、選管ではどの程度18歳選挙権教育について把握しておられるか、あわせてお聞きいたしたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

選管関係ですので、総務課長よりお答え願います。

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、椿原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の能登町の18歳、19歳の有権者の人数はどのくらいかというご質問ですが、今回、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた初めての選挙となります。予想される本町の18歳、19歳の新有権者数の計は281名であります。現在の登録選挙人の数は、6月8日時点で調べましたところ18歳以上は1万6,603名となっております。そのうち19歳の有権者は151名、そして18歳の有権者は130名となります。

また、ご参考までに、18歳の有権者のうち高校生は41名であります。

次に、2点目のご質問の能登町選挙管理委員会では18歳選挙権でどのような対応をとられたかというご質問ですが、町では、国や県と連携を図り、18歳選挙権の啓発など主権者教育の一環として、啓発ポスターの掲示や新有権者向けのパンフレット、リーフレット等の配布を行ってきました。

一方で、選挙出前講座を実施し、選挙の大切さについての授業や、実際に選挙の仕組みや投開票を体験してもらうことにより選挙や政治についての関心を持っていただくため、模擬投票授業も実施してまいりました。昨年12月には能登高校で、また10月、11月にかけては管内の全中学校で模擬投票を実施しております。

模擬投票授業終了後に生徒に行ったアンケート調査では、18歳になったら投票に行くと答えた生徒が9割以上となっております。選挙への関心が高いのがわかりました。引き続き本年度も出前講座を実施し、これまで投票機会のなかった若年層に対して政治参加への意識を高めるとともに、選挙制度の周知、啓発を図っていききたいというふうに考えております。

次に、今回の参議院議員通常選挙では、具体的な対応策としまして、候補者の政策やプロフィールなどが掲載された選挙広報誌を能登高校へも配布するとともに、ポスター掲示場を新たに能登高校周辺2カ所に新設し、周辺住民だけではなくて生徒への選挙啓発に努めていききたいというふうに考えております。

また、高校生が身近に投票できる環境づくり、主権者意識の向上を図るため、期日前投票の期間中、1日を選びまして、短時間ではありますけれども能登高校に期日前投票所を開設することを現在検討しております。

次の3点目のご質問で、能登高校における生徒に対する選挙権教育の把握はしているかのご質問でございますけれども、主権者教育の一環として、先ほどお話しした模擬投票授業に加えまして、地歴公民の授業に選挙に関する項目を組み込んだり、総合の時間やホームルームの時間を利用して座学や指導を行っているというふうに伺っております。

今後も学校と連携して高校生の選挙運動や学校周辺での活動に関する注意喚起に取り組んでいききたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

わかりました。何といたってもこの18歳、最初が肝心でございますので、どんどん投票率が上がってくれればと思っております。

次に、能登町内投票所再編について先ほど田端議員が質問されましたけれども、この件について、問題は閉鎖された地元の方々に対してどのような周知をされているか、その辺だけお聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

投票所の再編につきましては、先ほど田端議員のご質問のとおりであります。

町民についての周知についてでございますけれども、広報のと4月号に変更のあった内容を掲載させていただきましたが、7月号の広報には、参議院議員通常選挙への投票告知に合わせまして再度、新投票区、投票所を掲載し、周知を図っていききたいというふうに考えております。

また、投票所を変更した対象地域の方々に対しましては、選挙啓発チラシを個別に配布しますとともに、選挙の際には郵送する投票入場券と一緒に、個別に投票所の情報を掲載したそういった紙を同封しまして、指定投票所の周知徹底並びに期日前投票の積極的な利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

次に、公職選挙法改正による共通投票所についてお聞きいたしたいと思いません。

まず、共通投票所というのはどういうことかといいますと、国政または地方選挙の投票日に、自治体の判断によりショッピングセンターなどの人の集まりやすい場所に投票所を設置し、同じ自治体に居住する有権者なら誰でも投票できることであります。低下傾向にある投票率の向上を目指し、総務省の研究会が昨年3月の報告で提言していたものが今回、6月19日施行の改正公選法に盛り込まれ、この夏の参議院選挙から適用されることになっております。

きょうも新聞紙上に載っていましたが、新聞紙上によると、総務省は、この共通投票所について、夏の参議院選挙に設置を準備中または検討中と答えた自治体が全国で4市町にとどまるとの調査結果を公表いたしました。投票率向上に向けた取り組みと期待されましたが、大半の市区町村は新たな費用負担への懸念などから設置を見送っております。

この共通投票所について、二重投票を防止するため全投票所と専用回線で結ぶ必要があり、コストがかかると思います。

そこでお聞きいたしますが、共通投票所について能登町選管ではどのように考えておられるか、お聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

議員がおっしゃるとおり、共通投票所につきましては、改正公職選挙法で、同じ自治体の有権者なら誰でもそこで投票できる、そういった共通投票所の設置が可能になりました。低下傾向にある投票率向上のために期待される制度であると思います。

しかし、1人が2票を投じる二重投票を防止するシステムの構築がなかなか難しいことなどにより、全国的に導入する自治体は極めて少ない状況であります。県内においても設置の動きは今のところ見えておりません。また、新しいシステムの安定性などへの不安もあると伺っております。

したがって、本町においては現在のところ共通投票所の設置は考えていない状況でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

それでは、3点目の総合支所についてお聞きいたしたいと思います。

町長は、昨年3月に、宇出津地内に本庁を建設し、柳田庁舎、内浦庁舎を建てかえ総合支所化を表明されております。

宇出津地内における本庁舎については、昨年7月に新庁舎基本構想策定委員会が設置され、昨年11月に策定委員会から町長に提言書が提出されました。提言書には、提言書の要点、新庁舎の基本理念や基本方針、新庁舎の建設の基本方針が示されております。今年度予算については、新統合庁舎整備費として基本設計費が計上されているところであります。

柳田庁舎と内浦庁舎については、総合支所化ということですが、総合支所という言葉、これは今回の平成の大合併の時点でできた言葉ではないかと思えます。総合支所ということはどういうことかといいますと、市町村役場の出先機関のうち本来の役場と同等の機能を有することで、ほとんどの事務処理がその

内部で完結し得る機能を有するものと解釈しているところが多いんですね。

総合支所というのは、石川県で輪島市に門前総合支所があります。門前総合支所の組織内容は、地域振興課と地域生活課と地域整備課の3つの課がありまして、職員数が三十五、六名ですか。当初は40名ほどおったそうですが、それだけの職員がおったそうでございますし、総合支所長は、輪島市は部長制を引いておりますので部長級となっておりますのでございます。

現在の柳田庁舎には、建設課、農林水産課、農業委員会事務局、広報情報推進課があり、内浦庁舎には健康福祉課、上下水道課、教育委員会事務局があります。職員数は、臨時職員を含めて柳田庁舎には50名近く、内浦庁舎には70名余り、合わせて120名余りの職員がおります。

そこでお聞きいたしますけれども、総合支所の業務内容はどのようになり、職員数もどのぐらいになるのか、お聞きいたしたいと思います。

総合支所という名がつくと、業務内容にもよりますが相当数の職員が必要と考えられると思いますが、町長はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員の質問に答弁させていただきますが、平成17年の町村合併時より、旧町村役場庁舎を分庁舎として行政運営を行ってきましたが、分庁方式によります業務効率や利便性の低下、また庁舎施設の老朽化やバリアフリーへの対応、そして防災対策などが指摘されるようになってまいりました。

それで、平成25年より能登町本庁・支所検討委員会、また能登町議会庁舎等の在り方検討特別委員会など、各方面から今後の庁舎のあり方を検討いただいた結果を踏まえまして、合併特例債を主たる財源として新総合庁舎を建設し本庁支所方式へ移行する判断をさせていただきました。昨年度には、各種団体や議員各位による策定委員会の提言をいただきまして能登町新庁舎基本構想を策定いたしました。

今後は、宇出津地内に建設する新統合庁舎を本庁として、役場の組織や機能を集中させ、より効率的な行政運営を図ることとなりますが、これまで地域の行政用務を担い、住民に親しまれた柳田、内浦の各庁舎は総合支所として、これまでと同様に直接住民にかかわりのある行政窓口を置いて住民の相談や手続にはきめ細かく対応していきたいと考えております。また、地域住民の活動の拠点となるような施設としたいと思っております。

新総合支所の体制につきましては、今後も地域の方々のご意見を聞きながら、限られた財源、そして人員の中でいかに効率的、効果的に住民サービスを提供していくか、検討を重ねて決定していきたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

総合支所の職員ですが、あらゆることを知っていないと対応できないというようなことで、町民サービスの低下につながるわけでございますので、その辺を大分勉強した職員が行かんと、職員の数にもよりますが、これが大変重要なことだと思っております。

それから次に、総合支所の建設概要と建設年度、これはさっきと関連ありますが、並びに財源対策についてお聞きいたしたいと思えます。

柳田庁舎には、隣に山村開発センターがあり、センター内には柳田公民館が入っております。内浦庁舎には渡り廊下でつながっている福祉センターがあり、そこにも松波公民館や社会福祉協議会が入っております。福祉センターには、1階に旧松波小学校の講堂、それが大変重宝で使われておりますし、町民の方はこれがないがになると大変なこっちゃなというふうな話も聞きますので、1階にもありますので非常に重宝がられております。

そういうことも含めて町民の方は心配しておりますので、その辺もあわせてどのようになるか、お聞きいたしたいと思えます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、新総合支所の建設場所は、現在の庁舎敷地内において整備を行えば、用地の確保面においても有効であろうかと思っておりますし、また地域住民の方にも従来からなれ親しんだ役場の印象で使用していただけるということもありますので、現在の庁舎敷地が新総合支所の建設地に最適であるというふうに考えております。

柳田総合支所につきましては、現在の山村開発センターと柳田公民館及び情報ネットワークセンターと連携し、地域の拠点となるような機能を求めていきたいと考えております。

また、内浦総合支所につきましては、現在の福祉センター及び集会ホールや

松波公民館を集約させた施設整備が必要であると考えております。

来年度より現地の測量を初め必要な調査を実施しまして、新総合支所の規模あるいは建設位置などを検討してまいりたいというふうに考えております。

財源につきましては、総合支所の建設におきましては主に基金の活用を考えております。具体的には、合併振興基金の残高が17億円、そして庁舎建設基金が29年度までに10億円を積み立てる予定としております。本庁舎と総合支所にこれらの基金を有効に活用する予定であります。また、庁舎の取り壊しには過疎対策事業債ソフト分を充当したいと考えております。

ただ、今後もっと有利な地方債制度が創設された場合には、それに対応した財源対策を行っていききたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、7番 椿原安弘君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開時間を壁の時計で11時20分としたいと思います。よろしく願いいたします。（午前11時07分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前11時20分再開）

それでは次に、4番 市濱等君。

4番（市濱等）

それでは質問をさせていただきたいと思っております。

先ほども議長さんもお話しになりましたが、いよいよ北陸も梅雨に入ったと
いうことの発表がありました。大きな水害がなければいいなというふうなこと
を祈っておるところでございます。

先日も私、県道の滝之坊線、あそこを走っておりましたら大きな石が路肩に
落ちておりました。県土木へすぐ連絡したら、すぐ対応して危険のないように
やっていただきました。町民一人一人、そういう防災、減災ということに対し
て意識を持ちながら生活をすることによって、防災、減災につながるのではな
いかなというふうなことをきょう改めて感じたところでございます。

それでは通告に従いまして、災害に強いまちづくりということについて町長
にお尋ねをしたいというふうに思います。

さきの熊本地震に対して、町長も自然災害について認識を新たにしたいとい
うふうなことを発言されておりました。私も防災議員として、町の防災対策、
それから町の政策等に対して、防災、減災の面から、また見た発言、質問をし
たいなど、このように思っております。

阪神・淡路大震災以来、大きな自然災害が頻発をしております。マグニチュ
ード7クラスの地震、火山の噴火、地球の温暖化、豪雨による河川の氾濫、斜
面の崩落等、水害による多くの自然災害が発生をしております。

能登町でいいますと、三波街道の寄り回り波による越波、時々崩落する海岸
線の急傾斜地。災害現場を見ておりますと、特に熊本の地震の現状を見ており
ますと、人生を狂わす最大の原因は自然災害だとも感じております。災害は忘
れたころにやってくるという言葉は、もう過去のものとしか言えないような現
状であります。いつどこにでも自然災害は起きるという意識、認識を持たなけ
ればいけないと私は皆さんに訴えたいと思います。

能登町では、防災教育を学校現場に取り入れて成果を上げていることは大変
素晴らしいことだと思います。しかし、能登半島を取り巻く津波発生源は、マ
グニチュード7クラスの地震が能登半島東方沖、北方沖、日本海東縁部など大
きな地震が想定をされております。この現状を踏まえ、防災を減災にまで意識
を高め、事前に対策を検討し住民の安全を図る。このことは行政における責務
かと思つて、質問をしたいと思います。

まず一般住宅の耐震化についてであります。熊本地震でも問題視されてお
ります住宅の崩壊による被害の拡大は、20年前の阪神・淡路大震災の苦い経
験が生かされておらず、被害が大きく広がったことは皆さん御存じの事実でご
ざいます。これを遠くの出来事と思わず、町の政策に生かしたいものだという
ふうに思います。

広報のと6月号にも8ページと9ページにおいて大きく紙面を割いて、住宅
の耐震、防災について取り上げておりましたが、私も住宅耐震化促進は喫緊の課

題だと思っております。町の当初予算では、簡易耐震診断で50万円余り、耐震改修に69万円計上はしてありますが、現実、町の高齢化、人口減少、意識の低さか、利用者がほとんどない状態ではないかと思えます。幅広く執拗に広報を強化する、補助金の充実を図るなど、住民が危機感を持ち、防災、減災を意識する政策が求められていると思えます。

例えば、耐震構造の模型を見えるところに展示する。熊本の震災状況、住宅が押し潰されている現況、写真等を展示する。それから、1981年以前に建てられた住宅をピックアップしてお知らせをするなど、住民の意識向上を図る政策も必要だと思えます。

また、防災士協会では耐震化率のアンケート調査を実施する予定としておるようでございますが、住宅耐震補強に向けた今後の町の取り組みを聞かせていただきたいと思えます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきます。

平成19年3月25日に能登半島地震、マグニチュード6.9の地震が発生し、当町におきましても甚大なる被害が発生しました。

石川県では、平成19年6月に石川県耐震改修促進計画を定め、当町におきましても平成20年3月に能登町耐震化改修促進計画を策定いたしました。住宅の耐震化率は、平成20年度の現状は31%でありました。平成27年度までに50%となる目標を定め促進してきましたが、しかしながら目標どおりに進んでいない現状にあります。

その理由としては、高齢化や跡継ぎの不在、金銭的な要因など耐震化に踏み切れない、また大きな地震が来ないだろうという根拠のない安心感もあるようであります。自分の財産は自分で守ることが大前提でありますので、まずは耐震診断を受けていただき、現在自分の住宅の耐震性がどのくらいなのかを把握することが重要かと思っております。

町では、耐震化促進を図るため、促進計画とあわせまして既存建築物耐震改修工事等補助制度を策定いたしております。その内容は、町内の一般住宅の耐震改修工事や診断費用の一部を補助するもので、今年度におきましても簡易耐震診断、耐震診断、耐震改修の補助の予算を計上しております。

安心で安全な生活を送るためにも、ご自分の住宅の現状を把握した上で耐震化をしていただきたいと考えております。また、議員おっしゃったように6月

の広報にも耐震診断等の補助制度について載せてありますが、今後さらなるPRも行っていきたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

ありがとうございます。

国は、耐震化を進めるために補助制度、それから税制優遇制度、融資制度と3種類の支援制度を用意しているそうでございます。町も耐震化率の目標は今お話を聞きますと立っているようでございますが、補助制度はもとより税制面、融資の面も含めた政策も検討していただきたいと思っております。

いずれにしても、耐震診断を受けて耐震改修をしてもらうのが耐震補強の政策の柱であります。それができない人のために、また高齢者、体の不自由な人が居住する住宅に、一室を補強し、住宅倒壊の折でもその部屋が潰れないようにする耐震シェルター化という工法もございます。多くのメーカーが製作、販売しておりますが、この工法を取り入れ一室をシェルター化することに補助制度ができないか。特に能登町は防災、減災に取り組んでいるんだよという観点からも、1981年5月以前に建てられた住宅に対して一室のシェルター化費用の助成制度が検討できないか、伺いたい。

また、住宅の耐震化に対して、税制面も融資制度面も充実した制度にできないか、伺いたい。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、ご質問の耐震シェルターについては、先ほどご説明しましたが、一般住宅の耐震診断や耐震改修工事に対しては町のほうで補助制度を設けておりますが、耐震シェルターには補助制度は今のところありません。

ご指摘の耐震シェルターは、メリットもある反面、家全体ではなく特定の部屋や場所に対しての効果があり限定的ということでもあります。また、風通しが悪くなったり、それからもともとある窓が使えなくなる場合もあるなどデメリットもあるというふうにも指摘もされております。

しかしながら、昨今の耐震シェルターは、多数のメーカーが改良を重ね開発

しております。町といたしましても高齢者や身体の不自由な方はもちろんのこと、町民全部を対象として今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

シェルター化について、全住宅に対して今後検討する価値があるというふうな発言でなかったかなというふうに理解をさせていただきます。

耐震化はもとより、今後、大きな建物では、私も防災議員の一人として思うんですが、例えば新庁舎を建設される。そういう場合でも耐震化もさることながら免震構造、そういうふうなことにも注意を持って取り組んでいただきたいというふうに。これは費用が多くかかるそうなんですが、それは大事なことでないかなというふうなことを思っております。

それでは次に、避難所、避難経路について質問をしたいと思います。

まず、指定避難所と称される場所、建物について、特に私が住む地域の公民館、旧小学校、内浦体育館、内浦保育所等は、調べてみるといろいろ課題が見えてきております。耐震不足、津波想定区域内、民間に譲渡した建物が指定されております。ほかにも水道設備の老朽化など、インフラの心もとない設備が多くあるところが指定場所になっております。

私が問題と思う箇所は、51カ所の避難所中、十四、五カ所あると思っております。この現状を踏まえ、再検討する必要があると思っておりますが、執行部の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

また、町内の小中学校9校は、全校が指定避難場所に指定されております。学校の指定管理体制は、平生では校長先生、学校担当者が当たられていると思っておりますが、緊急時避難場所になったときの管理体制はどのように検討されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

なぜかと申しますと、長期にわたる避難生活で学校と避難住民との間でトラブルが発生し、いろいろ問題が起きているとの情報が被災地から聞こえてきます。また、児童生徒たちの授業再開にも問題が生じております。先日も防災会議で文部科学大臣から検討しなくてはならないという発言があり、教育関係者、危機管理に携わる方々は注視すべきだと考えます。

現状はどのようになっているか、お伺いしたい。また、いかに検討するのかということもあわせてお伺いできればと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、各地区にあります避難所、避難経路ということではありますが、町におきましては指定緊急避難所が51カ所ございます。その内訳は、広域避難所が13カ所、準広域避難所38カ所となっております。そのほかに、地域一時避難所が50カ所ございます。

指定緊急避難所の中には、旧小学校等、ふだん使用されていない箇所や耐震化されていない施設もありますので、施設設備の点検、確認を行って避難箇所の見直しを含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、津波指定緊急避難所につきましては54カ所あります。地域によっては、どうしても地形的に避難所まで遠く避難まで時間がかかるところもありますが、そういったところこそ初動活動が重要になってきますので、津波の際には、とにかくいち早く近くの高台に避難することが重要であろうかと思っております。総合防災訓練や出前講座等、いろいろな機会を通して素早い避難行動を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、避難所の管理運営体制についてであります。大規模地震や津波などによりまして避難する広域避難所が13カ所あります。そのうち小中学校は9カ所ございます。広域避難所につきましては、津波浸水想定区域以外に位置すること、ヘリポート適地に隣接していること、耐震施設であること等の条件があり、この条件を満たすのはやはり小中学校となってきます。

この避難所の開設や運営につきましては、原則的には町と施設管理者、そして避難者の三者が協力して行うということでもあります。長期の避難生活が予想される場合には、避難所運営委員会等を設置しまして役割分担を行っていくこととなりますが、そういう中におきましても、学校等の避難所につきましては可能な限り子供たちの教育現場に影響が出ないような対応を心がけていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

いずれにしても指定避難場所は多くの問題点を含んでおります。

そこで、この町内に51カ所ある指定避難場所を大きく見直して再構築し、

災害に備えることを提案したいと思います。

その内容でございますが、能登町各地区に最近都市部で整備されております防災広場の整備を進めるものであります。特に私が視察した金沢市の大桑地区に整備された防災広場は、堅牢な上屋、備蓄倉庫、芝生広場、地下には飲料水タンク、仮設トイレが即座に接続できる浄化設備等を備えた避難場所としては申し分のない整備状況でありました。このような設備のコンパクトな環境整備ができればと思い、提案をしたいと思います。

町には、統合した旧小学校のグラウンドがほとんど手つかずにあります。そのような場所に整備をしてはとありますが、先ほども椿原議員が質問されておりましたが、今後計画されるであります支所建設においても防災避難所などを併設した複合設備も提案したいと思います。考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

防災に関しましては、これで大丈夫ということは決してないと思います。ですから、市濱議員のおっしゃった防災広場の整備に関しても研究が必要だと思いますし、新しい庁舎、新しい総合支所に関しましてそういった防災、減災の手だても打っていかねばならないのかなというふうに思っていますので、これからいろんなまたご意見もいただければなというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

ちょっと重複するところが出てくるかもわかりませんが、また緊急避難場所においても、私はちょっと気になっているところがございます、九里川尻地内でございますが、あそこは大変水辺に近くて、そして大きな二級河川もございます。緊急避難場所は火葬場という、結構距離があって、地震が発生して津波が来るということになったらそこまでは9分で来るというふうな想定でございます。年寄りたちには大変苛酷な現状かなというふうなことも思います。その点も含めて、また検討願えればありがたいなと思います。

次に、津波に対する避難経路であります、歩行弱者が戸惑うような、重複しますが経路が中にあります。また、経路、避難場所が石垣積みで崩落するか

と思われるようなところもあります。こういうところも調査、検討し、対策をする必要があると思います。危険を予知し対策を打つ。これも防災、減災に通じる基本だと思います。この点についても調査、検討できないか、伺いたい。

また、能登町では津波に対するその地域の海拔表示はございます。その表示地域に県が指定した津波高さがわかれば、海拔表示とともに津波想定高さが表示されれば、もっといつも行き来するときにその意識を植えつける。遠方から来た人たちも即座に判断ができる状況ができるのではないかというふうに思います。これは隣の珠洲市へ行くと、そういうふうになっております。これもまた検討できないかと思えます。

見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

九里川尻の近くに関しましては、先ほどの防災広場の研究と同時に、津波緊急避難タワーについても研究させていただいて、そういう取り組みができればなというふうに思っております。

また、避難路の整備に関してであります。海岸線沿いの地区を中心に平成27年度までに20カ所の整備を行いました。今年度につきましても2カ所を予定しております。

避難経路につきましましては、迅速に、そして安全に避難ができるように日ごからの避難ルートの確認と定期的に維持管理することがとても大切であろうというふうにも思っております。危険な箇所については、現地を確認しまして地域の防災士等の意見を聞きながら適切に対応させていただきたいというふうにも思っております。

また、津波浸水想定の高水深の表示をしてはというご提案であります。これまで大きな災害が発生したときに想定外という言葉がたびたび使われました。東日本大震災での津波では、当時の津波浸水想定外の地域で多くの被害者が発生したということでもあります。

大きな災害が発生したときに心がけなければならない避難3原則というのがあります。1つ目は、想定にとられるなということでもあります。端的に言えば、ハザードマップを簡単に信じるなということでもあります。2つ目は、その状況下において最善を尽くせということでもあります。避難においては、これで大丈夫ということはありませんので最善を尽くさなければならないということでもあります。3原則の最後が率先避難者たれということでもあります。もしその

ときが来たら、まず自分の命を守り抜くということが大事ということであり
ます。

町なかの海拔表示板に津波浸水想定 of 浸水深を表示についてのご提案であり
ますが、今のところそういったものは表示する考えはありません。住民に逆の
安心感を与えてしまつては何もなりませんので、今のところはないというこ
とでご理解いただければなというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私も防災議員をうたっておりますが、今、大変いい意見をいただきました。
ありがとうございます。津波が来たらてんでんこだということ、真剣に自助
ということに対して前向きというか、必死に逃げるということが大切かなとい
うふうに思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

次に、私はドクターヘリの導入についてということについて質問をしたいと
思います。

まず、私が説明するまでもないことですが、ドクターヘリと防災ヘ
リの大まかな違いを説明いたしますと、ドクターヘリは緊急時に医療活動が即
座にできる機材、薬剤が常時積み込まれ、医師が勤務する環境の中に待機して
いるというものであり、防災ヘリは、一々事案が発生次第、病院に立ち寄り、
医師と資機材を積み込み、現場に向かうというものでございます。皆さんもご
存じかと思ひます。

ドクターヘリは、平成19年、ドクターヘリ法が成立して、昨年、2015
年には37道府県、約7割、45機が活動していると聞きます。導入していな
い県を探すほうが早いようでございます。この医師、看護師同乗救命医療活動
には、経済的条件、地形、気象条件、場外離着陸場の確保、運用には昼夜の条
件、夜は飛べない条件もつきます。また、年間2億1,000万ほどの経費が必
要だとも言ひます。

しかし、石川県は縦に長く、特に能登半島の緊急時にはぜひ必要ではないか
と思ひます。導入については以前から話題になっておりますが、石川県はなか
なか導入に至らない。

そんな中、4月の宇出津曳山祭において大変な事故が発生したことは皆さん
もご存じだと思ひます。一刻を争う事案に対して、このドクターヘリの運用が
あればと思うのは私だけではないと思ひます。現在は防災ヘリで対応されてい

ると聞いていますが、防災ヘリは小松空港に準備し、指名された隊員を乗せて現地へ向かうと聞いております。超緊急を要する事案については、県庁の近くの病院でドクター、看護師を乗せてくるということです。これではまことに時間を要し、能登からでは救急車と変わらないと聞きます。

県の中央の病院近くにドクターヘリを常駐することが一刻を争う事案に対して奥能登ではぜひ必要ではないかと思っておりますが、町長、能登半島を代表して運動してみてもはどうでしょうか。町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは市濱議員の質問に答弁させていただきますが、ドクターヘリに関しましては、2015年8月現在で全国38都道府県に46機が配備されております。近隣では、昨年8月から富山県が運航を開始しております。

基本的な要件は、議員おっしゃるように、医療機器を装備し医薬品を搭載したヘリコプターを使い、病院の敷地内に待機していて、出動要請が出るや医師と看護師が乗って数分以内に離陸し、救急現場へ急ぐということでありまして、そして患者さんのそばに着陸して、その場で人が人や急病人を治療し、病状に適した医療施設へ患者さんを搬送するシステムということでありまして、したがって、救急車のように患者さんを搬送するだけが任務ではなく、むしろ医師と看護師の医療スタッフをいち早く救急現場へ送り込むことが重要な役割となっております。

石川県では、平成25年1月に能登北部2市2町からの要請を受けまして、同年10月から消防防災ヘリの救急搬送業務を開始したところでもあります。以前は防災ヘリの救急患者搬送には現地の医師の搭乗が必要で、搬送中の地元の病院の医師不在が懸念されましたが、現在は救急医療専門の医師と看護師が搭乗し、県立中央病院の救急救命センターへ搬送を行っております。あわせて付添人が同乗できるスペースもあることから、搬送先での手術の際に同意を迅速に得られるという利点もあります。

また反面、安全性の問題から、夜間や最大瞬間風速が18メートルを超える強風時、また激しい降雪時など天候不良時は飛行できない弱点もあります。

4月の暴風によります宇出津曳山祭の事故におきまして、最大瞬間風速が30メートルを超えておりまして利用できない状態でした。

防災ヘリの活用につきましては、能登地域における石川県消防防災ヘリコプターの救急医療活用に係る実施要領に基づいて運用されており、運航手順や傷

病者の具体的な状態まで細かく基準が定められておまして、当町では昨年1件の搬送を要請したところであります。

町としましては、県議会におきましても課題となっております救急医の確保について再三議論されているようではありますが、今後とも動向を注視するとともに、救急患者の救命率向上のため、奥能登2市2町が連携を図りながら現在の防災ヘリの活用実績を積み重ねることでドクターヘリの必要性を訴えてまいりたいと考えております。

また、現在課題となっております2時間余りの搬送時間についても1分1秒でも短縮できないか、県のほうで検討していただきたいというふうにも思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

市濱等議員に申し上げておきます。議員申し合わせ事項により、答弁を含めてあと8分ということを考えて質問をお願いいたします。

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

県、地方自治体はどんな思いでおいでになるか、今お聞きいたしました、国が9割も補助をするというふうな話も聞きます。また、地方自治体は2,000万くらいかなというふうな話も聞いておりますが、能登の活性化、そしてストップ人口減少。口ではどうでも言えますが、こういうことを実際に行動に移して奥能登を大切にしていきたいなというふうに思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

次の質問のデマンドタクシーでございますが、先ほど田端議員も大変詳しく数字的にもお聞きになりました。私は、このデマンドタクシーについて特化して少しお尋ねをしたいと思います。

私は、このデマンドタクシーは大変結構な制度かなと思いますが、この計画を見ますと宇出津一極集中であろうかなというふうに私は思います。これをできたら能登町全体にこういう制度が普及できないかというふうなことを伺いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

予約制乗り合いタクシーにつきましては、町内を6エリアに分け、それぞれ

のエリアごとにタクシー4事業者が宇出津地区まで往復運行を行っているところでもあります。

この制度につきましては、山間部を中心に公共交通の利用が困難な地域に対応するため、住民生活の必要最低限の交通として平成21年に実証実験を行い、利用者の皆さんにアンケートを行っております。結果、救急告示病院でもあります宇出津総合病院とのアクセスの利用要望が最も高く、町内全域を結ぶため導入されたものであります。

運行につきましては、利害関係者や公共交通会議で協議の同意を得た上、エリアや時間帯など運輸局から許可を受けたタクシー会社が事業主体となって運行しております。また、住民サービスの向上という観点から、運行していただいている事業者には、乗り合いタクシーにより赤字となっている部分については町が補填しているものであります。

議員が言われるように、各地区にも乗りおりできる乗り合いタクシー制度につきましては、民間バス、それから従来の一般乗用のタクシーと重複する面など事業者の経営と密接にかかわりがあるため難しい面がありますが、公共交通会議などで検討項目として考えていけたらと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

前向きな答弁をいただいたなというふうに私は思っております。

ただ私は、例えば地方といえば変な話ですが、松波とか柳田とか、皆さん営業に頑張り、そして郵便局とかお医者さんとか皆さん頑張ってその地域を守っておいでになります。この点も踏まえて、またひとつ検討していただければありがたいなと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、最後の職員研修制度についてということで質問をしたいと思いません。

職員の資質向上こそ能登町の活性化につながると思います。決して職員の質が劣っているということは申しません。さらなる研さん、努力の場を持っていただき、さらなる資質向上を目指すために研修制度はどうなっているのか、伺いたい。

また、自治大学なる研修場所があるそうでございますが、能登町の職員でどれだけの方が研修を受けましたか。これもお聞きしたい。

職員研修をもっと活発に予算をかけて、長期的に派遣して意識を盛り上げる

ことが大切ではなかろうかなというふうに思います。

最後になりますが、職員について、最近庁舎前にマイクをつけた車が職員採用について話をしておりますが、この件について町ではいろいろ取り沙汰され、怪文書も出ていると聞きます。町を預かる二元代表制の議員の一人として、町民が不安、不満を募らせているこの現状に対して、町民の不満を払拭するためにも、行政に携わる関係者は襟を正し、率先して透明性を確保し、町民の負託に応えねばならないと思います。

執行のトップとして、職員の資質向上、職員採用について、どのような見識で今後取り組んでいかれるのかお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは職員研修についてだけ答弁させていただきます。

最後のやつは通告にありませんので、答弁は控えさせていただきます。

職員研修につきましては、能登町人材育成基本方針に基づき、自己啓発、職場研修、職場外研修の推進等、職員の主体的な自己開発に重点を置いて取り組んでいるところであります。

職員の資質及び教養の向上を図り、全体の奉仕者にふさわしい教養を養成するため、職場外研修として、石川県市町村職員研修所が主催しております研修を指定研修及び選択研修として実施しております。この指定研修は、初任者研修や新任係長研修、新任課長補佐研修等の階層ごとの研修で、新任課長研修まであります。全職員が受講しております。経験年数に応じて、地方行財政研修や係長在職時には現任係長研修等も受講しております。

選択研修には、税務事務、入札・契約、工事監理等、業務にかかわる研修及び対人能力を磨くメンタルヘルス研修等の研修も受講しております。

従来は研修を希望する職員が選択研修として受講していた研修のうち、財務事務研修、法制執務研修、政策法務研修等は、職員としての資質向上のため、平成27年度からは指定研修として取り入れて受講しているところでもあります。

全国の市町村から参加者を募ります全国市町村国際文化研修所の研修にも実務的な研修メニューがたくさん用意されておまして、昨年度は2名の受講がありました。全国建設研修センターの研修にも、土木関係の技術職員が1名受講しております。

また派遣研修として、業務を学ぶ中で視野を広げ、相互の理解を深める等の

効果が期待できることから、石川縣市町支援課、そして石川県後期高齢者医療広域連合等へも派遣しております。

また過去には、東日大震災への復興支援のための派遣研修としまして2名を1年間、宮城県亘理町へ、1名を2年間、岩手県釜石市へ派遣いたしました。

自治大学校の研修につきましては、市町村の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を習得し、かつ公務員としての使命感、管理者意識を涵養することを目的として毎年1名の職員を受講させております。合併後は、これまでに6名の職員が受講しております。研修期間は3カ月余りということで、年3回実施されておまして、自治大学校の研修には通年の研修はありませんが、この研修期間で習得した専門的な知識が現在の業務、そして将来にも生かされてくると思っております。

今後もしっかりと職員研修には努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

40分の申し合わせ事項があつたにもかかわらず、町長の答弁を2分ほど延長した旨、済みません。議長をもって許してください。お願いいたします。

以上で、4番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（午後零時02分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

2点についてお伺いをさせていただきますが、さきに質問された方々からもありましたけれども、きょうたまたま一般質問をされない方々も一緒であろうと思います。このたびの熊本の震災における方、亡くなられた方へのお悔やみは当然のことですけれども、被災された方の心からお見舞いを申し上げたいな、

そんなふうに思いますし、東北の震災、津波の震災、そして去年は鬼怒川の洪水でしたか大氾濫ですか、それと今回の地震。うちの危機管理室もありますけれども、いい事例じゃなかったけれども、悪い災害を見て改めるところがあるかと思っておりますので、さらなる研さんをお願いしたいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、できるだけまとめて、うまくお話をさせていただきたいと思いますが、前後するやもしれませんので、よろしく願いをして、質問に入らせていただきます。

表題に掲げました介護士不足の要因とその解消策を示せと、何か大きく書きましたけれども、介護士、大変なお仕事でなかろうかな、そんなふうに思っております。人に聞きますと、3Kというお話も聞きます。これは介護を受けておられる方には大変失礼なこともあろうかと思っておりますので3Kについては話したくないんですが、体力が必要と言われます。精神力も必要と言われます。そして職場におけるコミュニケーションはもちろん、要介護者の中にはかなり認知が入った方が多いということも聞きます。そんな中で、介護を受けられる方へのコミュニケーションがうまくとれないという大変我々が想像する以上のお仕事でなかろうかなということで、今回の質問をさせていただきます。

先にお話ししておきますが、最初のほうの答弁は数字的なものでありますので、私のほうから指示するわけじゃないんですが、町長じゃなくても結構でございます。

6月の1日で担当課に聞きましたら、これは住民課であります。能登町の人口も1万8,492名になったそうであります。そしてまた、そのうち65歳以上の方がパーセントでいいますと43.6%という数字を聞きました。ざっと8,000人余りの高齢者が能登町にはおられるわけですね。今しゃべらせていただいている私もそうでございますけれども。

こういうことを考えると、人口の減少や高齢者が高くなるということの中で、当町だけではないわけです。全国的な問題でありますけれども、このような社会現象の中で、当然、要介護者の方が多くなっていくことは必至でなかろうかと思っております。そしてまた、お聞きしますと、要支援1、2でざっと300名の方がおられるそうですし、要介護者が1から5まででざっと900人。大変な数字であります。そうすると、当然のことながら1万2,000前後こういう方がおられる中で、支援や介護を求めるという結果になっておるわけでございます。

そこで、要旨のほうに書いてありますが、当町におけるところの介護に関する施設はどういったような種類、さまざまな種類があるようでございますけれども、どういった施設があるのか。また、その施設はどれくらいあるのか。そ

してまた、そういった全体の施設におけるところの入所、入居の定員というものは定めておられると思うんですが、その定員はどれくらいなのかということ。そして、実際のところ今現在入所、入居されている方はどのような現況になっておるのかなということ。あわせて、待機者という方がおられると思うんですが、全体、各施設に申し込みされている方、結構おるようでございますけれども、待機者の数は総人数どれくらいの方が待機者として現在おられるのか。このあたり今幾つか申しましたが、ご答弁をお願いをいたします。

よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは宮田議員のご質問に答弁させていただきますけれども。

まず、待機者数に関しましては、後で担当課より説明させていただきます。

施設の定義を入所、入居施設ということに限定してお答えしますと、能登町内では特養と呼ばれる介護老人福祉施設が3施設、定員の合計が260床で、先月末の入所者数が259名ということであります。療養型病床群と呼ばれる介護療養型医療施設が1施設で、定員が144床のところ、先月末で126名が入所中ということであります。

次に入居施設ですが、ケアハウスと呼ばれる特定施設入居者生活介護施設が1施設、定員が50名のところ、先月末で入居者数が40名。グループホームと呼ばれている認知症対応型共同生活介護施設が7施設あり、その定員の合計が108床で、同じく先月末では満床の状態であります。

これらの12施設の定員の合計が562床のところ533床が入所もしくは入居中ということで、このうち能登町民の方が372名いらっしゃいます。これ以外に町外の施設の入所もしくは入居しておられる町民の方が42名となっておりますので、以上であります。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

先ほどご質問のありました待機者についてお答えいたします。

能登町内の介護保険入所及び入居施設の待機者数の合計は、年1回の調査で128人となっておりますが、既に死亡、転出した者や他施設に入所済みの者、

複数の施設に申し込んでいる者を精査しますと、実人数は約60人になります。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

数値的なものはわかりました。ありがとうございます。

今お話を聞きますと、入所、入居定員に満たない施設が当然ありました。そしてまた、各施設に入所申し込みをされている方もおいでます。そうすると、なぜなのかなという思いに駆り立てられるんですが、待機者がおられて、その施設にはまだ入れる余裕といたしますか、入居、入所ができる余裕があるということになりますと、やはり何か問題という表現もおかしいかもしれませんけれども、考えられることは、一つには私は介護士不足というものが起きているのではないのかなと、そんなふうに思ってならないわけでございます。

全国的に見ても当然介護士不足というものがかなりピックアップされておるところでございますので、当町においてもそういうことが起きているのではないのかなと、そんなふうに思うわけでありますので、町内の施設での、答弁を願いたいんですが、介護従事者の実態というものについてまずお聞きしたいと思いますが、施設側が求める介護従事者に対して、実際お勤めになられている介護士、介護従事者はどんな状態にあるのかということと、今後さらに私どものような団塊の世代が、どちらかというとお年寄りが必ず介護を受けるというそういう決まりも予測もないんですが、平均的には当然65歳、70歳、75歳になると、どうしても介護が必要となることがパーセンテージが多いわけでございますので、そういうことで当町でも43%というような高齢者が出ておりますが、当然全国的にも問題になっております。団塊の世代が要介護、介護を必要とする域に入ったときには大変な事態が起きるだろうという話もありますので、介護士不足というような要因たるものは、例えばいろんな要因、私も考えております。

しかしながら、行政として、こういったことが本来の原因でなかろうかなと推測するものもあろうかと思っておりますので、お聞かせを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほどの12施設の介護従事者数を確認いたしましたところ、305名ということで、全ての施設が介護保険法の人員基準を満たしてはいるということですが、理想とする従事者数を尋ねましたところ、合計で330名との回答を得られました。つまりは夜勤などのシフトを楽に組むには、各施設があと二、三名ずつの増員が必要との結果となりました。

そして、能登町に限らず介護従事者の不足及び離職の問題は全国的な問題となっております。介護職は、就職後3年以内の離職率が4割以上とのデータもある離職率の高い業種となっております。その要因としては、新聞などによりますと低賃金、重労働、人間関係による問題などがあり、慢性的な人手不足も一因となっているということでもありました。また、業界全体が人手不足のため、すぐに再就職できるので簡単に離職してしまうといった背景もありますが、能登町の場合は介護従事者の平均年齢が高く、近い将来にはさらなる人手不足にもなると予想されていますので、町としても非常に心配しているところでもあります。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

要旨のほうの3番目ですが、このあたりをどうしても町に投げかけたいという思いの中で、数字的なものをお聞かせを願ったところでもあります。少しばかり耳にしたことをご報告しながら、いま一度熱きものを聞きたいと思うんですが。

確かにインターネットというような世界の中で、いろんな組織からいろんなデータが出ております。違っているやもしれないかなというところもあるんですが、私が調べたところでは、厚生労働省のほうでは2025年までに介護職員が全国で38万人も不足するであろうという。とんでもない数字なんです。これは当然、人口の多い都市部には介護士が多く必要なんですけれども、私どもにも起き得ることなのであります。そして昨年ですけれども、介護職員の県議の方が質問、この間も増江議員のほうがたまたま介護従事者の状況をということで聞いておられましたけれども、それ以前に去年の秋だったと思うんですが、ちょっと切り抜きしてきたのを読ませていただきます。これは大事なことかなと思うんです。

名前は申しません。健康福祉部長は、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に能登では介護職員が5,500人必要になり、2012年の4,500人から1,000人ふやすことが必要になると説明をしたと。そして県の試算

によると、介護職員を養成する施策。きょうもちよつとある方に聞いたんですが、介護士という、どんな試験か講習か知りませんが、そういうものを受けなくても一応俗に介護士という誰でも携われると、指導のもとであればできるというような、非常に簡単であり難しい仕事なんですけれども、そういうことがまた問題の一つかなとおっしゃっている方もおいでました。

読み上げた途中でしたけれども。

そういうような養成をする現在の施策を続けると、宝達志水町以北で働く職員は25年——25年というのは2025年だと思んですが、5,100人となる見込みで、400人が不足する。能登の要介護認定者は12年から25年までに2,940人ふえるというようなことが記載されておりました。

このように介護職員の不足が予測される現況の中において、国や県の施策がどうこうではなくて、そもそも地方の自治体に取り組んでいく必要があるかと思えます。腕組みをして県や国の施策を待っていてもどうにもならない事態が発生するやに思えます。

私は、離職や転職の一番の要因は賃金でなかろうかな、そんなふうに思えます。ほかにも要因はあろうかと思えますけれども、いろんな手法を講じていただきたいな。確かに推測すると、そういう賃金のこと自治体が介入するとさまざまな問題が発生しないとも限りませんが、要介護者の支援にも、従事者に対する支援は要介護者の支援、よりすぐれた、より温かみのある介護を受けられるというような、そういう要介護者への支援でもありますし、また私は、一家庭に介護者が出たときに家計を預かる者が安心をして働けるであろうというような、そういった方々の家庭への支援にもなろうかと思えます。

私はそういう観点から、お金もさることながら、さまざまな視点の中で要介護者への支援というものを町単独で考える時期が来ておるのではなかろうかなと、そんなふうに思っていないわけでありませぬ。

このあたりのところを思いのほどを聞かせていただければありがたいです。よろしく申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、宮田議員のご質問に答弁させていただきますが、やはり介護従事者を確保し続けるには、介護の仕事が正当に評価され、そしてそれに見合った報酬を受けられることが人手不足解消の近道であるとは考えますが、施設ごとに異なる経営の問題、あるいは他制度との整合性を考えた場合、全国でも独自

の施策を打ち出している自治体がないのも事実であります。

そんな中、能登町といたしましては、まずは各施設と連携し介護従事者の処遇改善の継続実施を引き続き国のほうに働きかけ、そして介護人材の量的確保に向けて潜在的な有資格者の掘り起こしに取り組みたいと考えております。

介護報酬というのは、国、県、市区町村が一定の割合で負担する公費と、そして町民が負担する保険料、また利用者負担額によって賄われているということでもあります。施設を経営する事業者が従事者の処遇を含め、この介護報酬により運営を行うのが原則であります。

それを踏まえまして、介護従事者の処遇を改善するには、職員の専門性の向上や事業者のマネジメントの向上等により職場環境を整えることも必要で、このような取り組みを進めることが施設の介護従事者の確保につながると考えております。

そのため能登町では、介護従事者を対象に介護サービスに必要な技能の取得や資質向上に役立てていただくための多様な研修を行っておりますし、経営者等を対象に経営改善や職員のストレスケアなど労働環境に関するセミナーを実施するなど、側面的な支援ができればと考えておりますが、他に何かいい方策があるかどうか、これからも一生懸命研究させていただきたいなというふうに思っています。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

確かにさまざまな角度からの支援も国のほうでも打ち立てております。実際どうでしょう。我が身に当ててみたときに、なかなか介護なんて一言で言いますけれども、できるもんじゃないだろうなど、そんなふうに思います。

全国に事例がないとおっしゃいました。事例をつくっていただきたいなとは思っています。

よく町長が、ちょっと余計なことを言いますが、住んでよかった町だという町にしたいんだと。老後を安心して介護を受けられる。介護職員も温かみのある介護職員がたくさんいる。そんな余生を送っていただくためにも、ぜひ、この場ではお答えは要りません。こんな難しいことはないのです。少なくとも3月の当初議会ぐらいまでには能登町版の新しい介護士さんへの支援というものを何らかの形で見せていただきたいということを心からお願いを申し上げたいな。期待もして、この質問を終わらせていただきます。

よろしくお願いをしたいと思います。

立っている状態で、次の質問に入らせていただきます。刻々と時間が参っておりますので、よろしくお願いします。

次の表題ですが、町内会とか場合によっては地区とか言いますけれども、行政間で地区や町内会で行政の普通財産なるものを借りておるといふか、賃貸を結ぶといふますか、お金を払って使用している地区があろうかと思うんですが、そういったことの中で、私は、合併協議会にも話が出なかったのかなと。私どもも今まで勉強不足だったのかなという思いの中で、今回は改めてほしいなという思いで聞かせていただきます。

町有地、普通財産なるものを賃貸契約されているものが三十数件あるやに聞いているんですが、地区と言われるようなところや、場合によっては町内会と契約されている箇所がどれほどあるのかなということと、賃貸を結んでいるところの箇所の数、イコール年額でどれぐらい町にお支払いをしていただいているのか。別に地区ごとには申しませんが、総体的に幾らぐらい町に賃貸のお金を納められているのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、宮田議員のご質問に答弁させていただきますが、平成27年度の実績になりますが、地区や町内会への長期貸し付けによる土地の賃貸契約は、町内会の集会所や倉庫、キリコ小屋利用等の貸付内容で11カ所と賃貸契約を結んでおまして、その収入総額が5万7,290円ということであります。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

わかりました。そんな中にありまして、集会所として納めておられる地区や、そしてまた集会所に聞くとところによると、駐車場として町有地があるために町にお金を払っているんだというところもあるそうでございますけれども、確かに合併以前のそれぞれの自治体の考え方、集会所のあり方等々で違いはあったのであろうと思うんですけれども、当然、合併をして能登町というレベルの中で見たときには、さてさてどんなもんだかな。少しばかり今後、一度には難しいだろうけれども、考えて必要性があるだろうな。

例えば集会所であっても、公有地で建てていただいて賃貸なんていうのは当

然払ってない地区もありますし、公有地で集会所を自分たちで建てて、公有地がためにお金を払っておるんだというところとか、最近では能登町版では集会所を求めるときには地区で土地を用意しろというような形だと思うんですけども、一朝一夕に整理できるものではないんですが、能登町版を見たときに、能登町という合併した形の中で見たときに、公的地面に建てておるんだけども賃貸とかお金は要らない。旧態のことであろうけれども、公有地に建てておるんだけどもお金を払っているというような、まずこのあたりは一体全体どうなのかなど。時間かけて少し考えていく必要があるかなどと思うんですが、いかがでしょう。そのあたりをお聞かせ願えればなと思うんですが。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、集会所として利用している賃貸契約箇所というのは、内浦地区に1カ所、そして能都地区に1カ所の計2カ所で、収入総額が3万4,030円ということであります。

そして、少し集会所について説明させていただきますけれども、大まかに2つに大別されると思います。一つは、町所有の集会所が50施設あります。この施設は、全て指定管理者制度によりまして地区や町内会等に管理をさせていただいております。もう一つは、地区や町内会の所有している集会所で、これは地元が管理しているということであります。こういった形態というのは、旧内浦町の集会所がほとんどで、31施設あるというふうに把握しております。

この指定管理を締結している集会所の50施設につきましては、町が整備したものであるため、ほとんどが町有地に建築されております。その一方で、地区や町内会が所有している集会所の31施設につきましては、町内会や個人所有の土地に建築されているということであります。

町内会の集会所利用で土地の賃貸契約については、さまざまな観点から改めて考えてはどうかということではありますが、確かに集会所におきましては町内会や地区において地域活動を行うため、その活動拠点となる重要な施設であると思っております。町全体を見ましても、同じ町有地に集会所が整備されておりながら、土地の賃貸契約により賃貸料が発生しているわけでありまして、また地区や町内会で所有している集会所については、大規模な修繕等については今年度の4月より補助率のかさ上げをさせていただきました。3分の2の補助となり、地元負担は3分の1と緩和されました。

近年、町内会等からの集会所建設の要望を受けますと、集会所の建設事業実

施をしておりますが、能登町集会所建設基準の内規で、集会所を建設するには、自治会が用地を町へ寄附することや、町有地に集会所を建設する場合、用地費に相当する額を町に寄附することなどの基準を設けていることから、町内会等でも費用負担があることもあります。

今後、町としましては、徐々にではありますが改善する方向で統一に向けて対処したいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

最後にさせていただきます。答弁は要りません。私の思いを少しばかり述べさせていただきます。

今ほど町長のほうから改めていきたいという話がありました。ぜひ努力をしていただきたいな。確かに旧の内浦さんは自分たちで地面を借りたか買ったか、地区で。そこでお金は自分たちで出して建てた。そしてまた旧能都町でいえば、公共施設に建てていただいて公共用地であってお金も要らない。でも過去の内浦さんと眺めたときにはそういう問題がある。

今現在のあり方としては、町有地といいますか、町内で買い求めるか何かをして町に委ねるか何かをしていただいて、建物に関しては町がやるんだという、その方針はそれでいいんですけども、このあたり整理するのは大変難しいと思います。1週間前に出した質問要旨を5日ほど練ってお答えをつくっていただくと議会用語になってしまうので、そんな期待はしておりません。少なくとも来年の3月まで9カ月とどれだけありますので、先ほどの介護士の問題も含めてしっかりと煮詰めていただくことを期待しておるわけなんです。

集会所に関してもう一度思いを述べさせていただきますと、単純に集会所は町の一翼を担うような施設でもあると思うんです。そしてまた、私が聞いたり調べた中では、集会所なるものもあるんですが、例えば宇出津の町内会ではキリコの保存場所として借りているところもあるんだと。やがてあばれ祭がやってきますけれども、町挙げての大イベントのような形で、立派なポスターも出ております。キリコそのものが文化遺産に指定されて、町挙げてあばれ祭云々というような大事なキリコでありますし、その土地に1年間1万円ぐらい、たかが1万円、されど1万円だと思うんですが、そういうことも含めて、ことし1年しっかりと煮詰めていただければいいのかなということを述べさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、12番 宮田勝三君の一般質問を終わります。

なお、宮田議員より、やんごとなき事情によりこの後早退の申し出がありましたので、議長をもってこれを許可いたしましたので、ご了解のほどお願いいたします。

それでは次に、10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

最後の質問となりました。先ほど来、皆さんが熊本の地震のことに対しての述べられているので、私はやめておきます。

皆さんもご承知のとおり、新聞、テレビ等でうわさの渦中の人、東京都の舛添知事ですが、大変な人だなと私は考えています。この間、県議会本会議の終了後、谷本知事は記者のぶら下がり談話した言葉に、私も聖人君子ではないし、そういう行動はとっていませんけれども、いかがなものか。あいた口がふさがらないというような談話が新聞に載っていました。

私も谷本知事と同じで、聖人君子ではありませんけれども。ましてや日ごろの行動は知事と比べ物にならないですけれども、その私でさえ啞然としていることです。世の中に、あの知事は反省というものがあるのかなと私は考えています。私でも猿でもする反省は考えます。

そこで、反省ということを広辞苑で調べてみました。間違えるといけないので書きしたためてきました。反省とは、みずからの行動に責任をとること。自分の行いの不正を悟り、起こした罪を心から償い、二度と同じ過ちを犯さないことが反省です。罪を世間に明かしもせず、何も失わず、許しを請うだけでは反省と言わない。そういうことが書いてあります。舛添知事を見ますと、このとおりの言動かなと思います。

それでは、貴重な時間がありますので、通告順に質問をいたします。

食生活のスタイルの多様化により、ごみの産出がふえています。この間ちょっとテレビで見えていましたけれども、企業から出る生ごみは大体年間600万トン超、家庭から出る生活ごみが350万トン超、約900万トン。これも若干古いデータになりますが、日本は世界から3,000万トンの食料品を輸入して約1,000万トンを破棄している、そういうニュースを聞いたことがあります。その食料品を運搬するコストを考えると、全く無駄なことをやっているなど大変私は危惧しています。各国も自治体も、ごみにかかる予算というお金は多大なものであり、当町もその比ではないと考えております。

そこで、当町のごみに対する現状を少し町長にお伺いしたいと思います。

まず初めに、ごみの減量化の減量推進状況と現状はどうなっているのか。

それと、今後の人口の減少によりごみの推定をどう考え、どう数量を見ているのか。また、ごみ減量とごみ有料化の今後の方向性、人口減少、経済の不安定化から来る、財政上から来るしわ寄せはないのか、町長にお聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、能登町のごみの減量推進状況と現状ということで答弁させていただきましても、まず奥能登クリーンセンターが稼働しました平成14年度の能登町の一般廃棄物総排出量は1万1,105トンありました。これに対しまして、平成27年度は6,071トンとなっております。

町のごみ減量化推進事業としましては、コンポスト購入に対する補助金制度やごみ分別の徹底化、そしていしかわ地域版環境ISO事業に現在5つの公民館の協力を得て、ごみの減量化活動を推進しております。町民の皆さんにはご理解とご協力をいただくように積極的に啓発もしております。

また、能登埋立処分場につきましては、埋立可能容量13万1,610立方メートルに対しまして、平成27年度末の残余容量が8万3,301立方メートルとなっております。これまでは年間約1,500トンから2,000トンが搬入されておりましたが、将来施設の圧迫が懸念されたために、平成24年度から搬入物の受け入れ制限を実施いたしました。草木につきましては、民間業者を活用するよう周知啓発いたしております。このため近年の搬入量は約600トン前後で推移して、施設の延命化を図っているところでもあります。

また、内浦埋立処分場につきましては、漂着ごみや漂流物を搬入しており、柳田埋立処分場は現在休止となっております。

今後の人口減少とごみ量の推定であります。平成27年度、人口が1万8,823人、総排出量が6,071トンに対しまして、石川北部RDF施設の終了する後の平成35年度の推定では、人口が1万6,008人、総排出量が5,241トンと算出しております。

また、ごみ処理経費の一部を負担していただくことで、ごみの分別化の徹底とごみ減量を意識してもらうためにも有料化を継続していきたいというふうには考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

今、町長からデータの数字をいただきました。ちなみに、私の調べた数字と若干似ては似ているんですけども、合併前の平成11年度、珠洲では年9,917トン、内浦町では3,355トン、旧柳田で2,198トン、能都町では7,229トンで、3つ合わせて1万2,782トンということでデータがありました。これが今町長が述べられたデータと若干私の調べたデータと違いますけれども、平成30年には珠洲では年間8,752トン、推計ですけども。能登町に至っては9,294トン。トータルで1万8,046トンということになります。

人口の減少とともに、ごみも減ってはきます。だけど、先ほども申したとおりだんだん昔と違って生活スタイルが違うので、そしてまた外食産業の普及で、そこに出るごみもただならぬものと考えております。能登町は今後どういったことを考えていかなければならないのかと考えたとき、今後の課題として、ごみの減量化とリサイクルを考えたとき、能登町はどういう計画を持っておられるのか、どういう施策を考えておられるのか、ひとつ御答弁いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今後の課題としての減量とリサイクル化ということであろうかと思いますが、リサイクルによるごみの減量というのは非常に重要な項目と考えております。リサイクル関係につきましては、缶類、ペットボトル、ガラス瓶、新聞などの紙類、発泡スチロールなど再資源化できるもの、また蛍光灯や乾電池といった有害なものを分別して回収しております。

平成27年度の能登町の排出量は、缶類が55トン、ペットボトルが56トン、紙類が551トン、有害ごみ10トンとなっております。

また、平成27年度からであります。新たにパソコンや携帯電話の回収も始めておまして、現在約600台が搬入されております。電子レンジや炊飯器など小型家電と合わせると約3トンが今現在保管されているということになります。

これからも、ごみ減量のためにはリサイクル化を積極的に進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

次の質問にも若干絡むかもしれませんが、里山里海の保全を考えたとき、公害対策というのは大変重要な課題ですので、今町長が述べられたリサイクルの施策推進をどう考えていくかということが大変重要でないかと私は考えます。

そこで私はリサイクルの推進を考えたとき、ごみの減量化、再生利用の推進をしていかなければならないし、新エネルギーの利活用の推進など必要ではないかと。そうすることによって循環型の社会の構築が急がれると思います。

私はその施策として、快適で衛生的な町の創造が大事であり、一般廃棄物処理施設の設備運営が急がなければならぬかと考えております。そういう業務に当たっては、ごみの収集業務、施設の適切な維持管理、衛生センター等の整備が大事かと思えます。

リサイクルの私なりの考えを述べましたけれども、町長どうですか。私の考えているリサイクル対策ではいかがなものか、ご答弁がありましたらいただきたい。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のリサイクルに対する思いというのは強く伝わってまいりました。町としましても、しっかりとリサイクル化に取り組んでまいりたいというふうになっております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

これはリサイクル化といっても、私が考えた、執行部が考えたといって一朝一夕にスムーズに行くわけではありません。これは一つの今後の能登町の課題として、十分な認識を持って取り組んでいかなければならないと思います。

そこで、皆さんもご承知のとおり、平成34年度で石川北部RDFが廃止に

なるというような情報を聞いております。そこで、RDF廃止には奥能登全体にまたがる影響があると私は想像しますが、特に当クリーンセンターは珠洲市との協力施設として運営している現状から、町は今後どのようなごみの焼却等の方法を考えておいでなのか。また、奥能登2市1町との対応策などを考えておいでなのか。そういう対応策をもし考えておいでるんだったら、ここでご答弁をいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、奥能登クリーン組合では、平成14年度から生ごみなどの可燃ごみを固形燃料化するRDF施設と、ペットボトルなどの資源ごみを回収するリサイクルプラザを運営し、能登町と珠洲市から排出されるごみの処理を行ってまいりました。

奥能登クリーンセンターの平成27年度の実績というのは、RDF施設では7,942トン、リサイクルプラザでは1,890トン、合わせまして9,832トンの処理量となっております。このうち、ごみ固形燃料につきましては、志賀町にあります石川北部RDFセンターで処理しているところであります。

この石川北部RDFセンターというのは、ダイオキシン類対策特別措置法が平成14年12月から規制強化されることに伴いまして、石川県ごみ処理の広域化計画により設立されたものであります。

平成15年度の本格稼働後、施設運営委託契約が平成29年度をもって15年間の契約期間が終了となることから、これに伴いまして自主財源である売電収入の単価の減少が見込まれること、あるいは処理コストが高い等の要因から、河北郡以北の市町がそれぞれ構成しております5つの広域処理組合の間において、契約更新の是非、延長の期間について協議が行われました。その結果、5年間の延長が適切であるとの判断に至りまして、平成34年度末をもって当該施設を閉鎖するとの結論が出されております。

このことを踏まえまして、当町が構成団体であります奥能登クリーン組合では、平成35年度以降も現行の施設を稼働した上で県外へ搬出しRDFを処理する方法、また新たな処理方式の施設を整備し処理する方法等を比較検討するため、昨年度、検討資料収集業務を実施しております。この報告からは、整備事業費、維持管理費などの費用面や、今後減少が予想されますごみ量への対応などから新処理施設の建設がよいとのことではありますが、組合では、整備事業費や将来の維持管理コストなど経済性や操作性、安定性、そしてごみ量の将来

推計などさまざまな観点から総合的に検討するとともに、いずれの方式も整備には多額の事業費が必要となることから、国の交付金対象となるための方策について今現在、石川県、環境省と協議を重ねているところでありますが、今年度中には最も経済的かつ安定的で環境にも配慮した方式を選定することとしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また、現行の奥能登クリーン組合を存続しまして、珠洲市と共同処理を行っていく予定にいたしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

1年延長の平成35年の廃止に向けていろいろ協議されているという町長の答弁がありました。また、現状の施設を珠洲市と使えるものは使うのか知らないけれども粛々とまた利用するという答弁をいただきましたが、新たに施設の土地を確保するとなると、これは平成34年といえど、あと7年ぐらいしかない。そうすると、新たな土地を模索するに当たると、いろんな現状の施設で拡張するのか、新たな土地を求めるか、そういうことを考えた場合、候補地を選定した場合の地権者との話もあろうかと思ひます。

まだ協議の段階で、そういった先の展望は考えていないような答弁をいただきましたけれども、ただ現実的に考えると、もはや今から考えても遅くないようなニュアンスでございます。町長としては、珠洲市と現施設を粛々と確保しながら、協議の場での結果だと思ひますけれども、新たな土地を造成するような考えは考えておいでなのか、ご答弁いただきたいと思ひます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まだ新処理施設の決定もしておりませんし、ただ、リサイクルプラザはそれ以降も使用可能ですので、そういった意味も含めて今年度中には方向性をしっかりと決めたいというふうに思ひています。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

いずれにしても、この問題は町民の関心のある、ごみ行政は関心のあるところでございますので、随時決まったことは町民に周知していただくよう、また町長に求めておきます。

それでは次の質問に入りたいと思います。

一応表題を里山里海の環境保全ということで考えてみました。

能登町の第2次総合計画によると、次世代の若者が模索しているのは、自然の保護、環境の保全優先、快適住環境のまちづくりといった町全体の景観イメージアップを強く標榜していると私は考えます。これらの対応として、従来より地域住民が道路、河川の草刈り、ごみ拾い等を行う公共施設の愛護活動を行ってきたことは、皆さんもご承知のとおり地域住民が周知していることであります。

しかしながら、当町も時代の流れにより高齢化、過疎化により今後の継続的な活動に支障を来すおそれを私は感じております。現にそういう地域が出てきているのも事実です。

そこで、里山里海の環境保全を考えたとき、この現状を町長はどう捉えているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問に答弁させていただきますが、議員おっしゃるように、各地区の区長、町内会長様のご協力によりまして、毎年「町内一斉清掃・道路河川愛護・クリーンビーチのと」と銘打ちまして草刈りや清掃活動を実施していただいております。大変感謝申し上げたいと思っております。

しかしながら、区長、町会長の町政懇談会におきましても、年々高齢化が進んでおり活動に苦慮しているというふうにも聞いております。そこで町としましては、平成26年度より能登町道路河川愛護活動報奨金制度を立ち上げまして、少しでも各地区の活動の一助になればと予算化しているところでありますが、地域によってはなかなか大変な部分というふうに認識しております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

そこで、つたない提案ですが、ちょっと述べさせていただきます。

これからの共生社会を構築する一助として、新たに産業、商業界に働きかけて官民産、要するに企業による共助事業により環境美化の推進を行うことが今後の町の姿の一つとなるのではないかと私は考えております。

例えば、県が進めている道路、河川の維持管理として、アドプト制度が官民協働によるまちづくりを進めております。町も町民教育向上の啓蒙につながる能登町美化フロンティア制度をつくり、町内外に発信するのはいかがかと考えております。

そこで、アドプト制度ということをおよそ説明しますと、平成22年度に創設した地域連携沿道環境創出事業は、地域の道路美化活動団体、活動を支援するサポーター、そして行政が連携して良好な沿道景観を創出する、いしかわ我がまちアドプト制度です。アドプト制度とは、1985年、アメリカのテキサス州で始まった制度で、道路沿いなどの公共スペースを養子に見立てて、住民や民間団体などが親となって清掃や緑化活動などを実施する仕組みのことであります。

これは要するに大分前からうたわれている三位一体改革ではないですけれども、まずトライアングルがあって、石川県なら石川県、能登町なら能登町、自治体と地元住民や地元企業、活動団体、それとサポーター、団体を支援する地元企業、この3つが協働してボランティア活動をするわけで、ざっと言うところという仕組みなんです。

そこで、この県がやっているアドプト制度をそっくりそのままというわけにもいきませんかしらんけれども、これに準じた能登町独自のそういう制度の構築を町長は考えておいでなのか。私も先ほど申したとおり、能登町は美化フロンティア制度という仮称ですけれども、そういったものをつくって町内外に発信してはいかがか、町長の答弁をいただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、まず議員がおっしゃる県が取り組んでおりますいしかわ我がまちアドプト制度につきましては、地域のボランティア活動団体が道路や河川などの公共施設で、地元企業等とともに町が支援し、花植えや清掃、除草などの美化活動を行い、魅力ある景観形成ときめ細やかな維持管理することを目的としている制度ということでもあります。

当町では、県有地におきまして県と町と、それから九里川尻川のきりこ橋会、

また春蘭の里実行委員会、能都・街なか再生まちづくり協議会において認定されている実績があります。

この制度は、資金や物品を提供してくださるサポーターと、美化活動に取り組む地域のボランティア団体の存在が必要不可欠であります。当町におきましては、平成25年4月に能登町環境美化に関する条例を制定し、かけがえのない豊かな自然環境を未来へ継承すべく取り組んでいるところでもあります。

議員提案の能登町版アドプト制度、あるいは能登町美化フロンティア制度の構築に関しましては、まずは地域ボランティア活動団体の発掘と育成、そして支援方法等を検討し、既存の制度を最大限活用していければなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

これは全国的な展開から見れば進んだ地域もあるのも事実ですし、現に石川県では、金沢市内ではこの制度を結構企業と地域住民が活用して精力的に活動しているのも事実であります。

これは将来的にはこういう環境の美化のみならず、先ほど申したとおり高齢化、過疎化が進んでいると、全てが公助、自助、共助、そういった社会の構築をしていかなければならないし、これは全て今述べたアドプト制度もそうですけれども、ボランティア精神が今後の過疎化の行き方を導いていくんじゃないかと私は考えております。

現に私たちの当目の地区においても、祭礼が困難な状況になっております。みこしもお宮から出さないで、神主が祝詞を上げて終わるような状況です。そういう状況ですので、よほどイノシシと固いきずなでも結ばない限り、この里山里海は絶えてしまうのではないかと感じております。

そういった意味で、アドプト制度のこういう制度を利用して、能登町がいかに生き残って、いい里山、世界農業遺産の地でもある里山里海の保全に頑張っていくかということは、議会もそうですけれども町長の肩にかかっているのではないかと私は考えます。そういった意味で、町職員も一丸となって、この新しい制度を精力的に取り入れるよう私から強く要望します。

それと、ちょっと話は変わりますがけれども、ことしの4月の下旬、ウルグアイの前大統領、ムヒカ大統領が日本を訪問、あれは招待されたんですけれども、そのときの語録が大変話題になって、私もニュースでちょっと見たことがあって、なかなか重みがある言葉かなと考えています。

マスコミは、世界一貧しい大統領だなんて報じていましたけれども、私は、世界一つましい大統領ではないかなと考えております。こういった世相が混沌としている中、行政であれ何であれ、そのリーダーとなる人は、やはりムヒカ大統領の言葉をひとつ肝に銘じて行動することが大事ではないかなと思います。

そこで私は気のついた言葉を挙げてみます。

本当のリーダーとは、いろいろなことをなし遂げることではなくて、自分を超越するリーダーをつくることである。リーダーとは、大衆と同じ感覚でいなければならない。舛添知事に篤と聞かせたい語録でございます。それから有名になったのは、貧しい人とは物を持たない人ではなくて、幾ら持っても満足しない人、それが貧しい人だということです。確かに重みのある言葉です。

この人は若いとき、13年間、牢獄に入って、独房に入って、2回脱走して革命家であったそうです。そして最後は大統領になった人です。

そこで、話はちょっと違いますけれども、能登町も町長以下、職員も頑張っているのは私は認めます。だけどもまだまだ町民の目から見ると物足りない面が多々あります。そこで、ことしは4月から新しい課長さんが生まれましたね。そっちからいくと、安宅監理課長、赤阪総務課長、農林課長、建設課長、下水道課長。私もそうでしたけれども、皆さんにひとつ肝に銘じてほしいのは、議員もいろんな議員いますよ。私みたい変な議員もいますけれども、いろいろな圧力をかけて皆さんに難題をかける議員もいると思います。政策論争ならよろしいけれども。それと町長、余り言いたくないけれども、見たことない車もことしは来ました。こういうことが能登町にはびこるようでは、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」なんて言っていられませんよ。

それと、この間、自治体のコマーシャルで園児たちがいいコマーシャルをしたね。たまに私見ているけれども、いいがに最後まで見ていませんけれども、いいところいっぱい能登町と。あの園児のコマーシャルを見ると、私はたくさん挙げたいことがありますけれども、あの園児の言葉に恥じないようなひとつ職員、町長以下、議会もそうですけれども、能登町浮上のために、来てみたい、住んでみたいというまちづくりに一丸となって頑張ろうではありませんか。そういうことです。

いろいろいつも最後に要らんこと言いますけれども、ひとついい能登町づくりに邁進していくことを私も考えておりますので、力の限り皆様のご援助を受けながらいい町にしましょう。

どうもありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、10番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

これもちまして一般質問を終わります。

お諮りいたします。一般質問が本日で全部終了しましたので、明日、6月15日を休会としたいと思いをます。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いをます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日、6月15日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日、6月15日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月17日午前11時から会議を開きます。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散 会（午後2時11分）

開会（午前11時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまの出席議員数は、12人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

日程第1、議案第57号「平成28年度能登町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第2、議案第58号「平成28年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」までの2件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

総務産業建設常任委員会

委員長 國盛 孝昭 君

総務産業建設常任委員会委員長（國盛 孝昭）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第57号平成28年度能登町一般会計補正予算（第1号）歳入及び所管歳出

議案第58号平成28年度 能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

次に

教育民生常任委員会

委員長 金七 祐太郎 君

教育民生常任委員会委員長（金七 祐太郎）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第57号平成28年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出以上1件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第57号「平成28年度能登町一般会計補正予算（第1号）」

議案第58号「平成28年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」の
以上二件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

有り難うございました。

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第57号から、議案第58号までの以上2件は、委員長報告のとおり可決されました。

追加議案上程

議案第59号及び議案第60号

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

次に本日、町長から議案第59号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物鮮度保持施設工事）」及び議案第60号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物加工処理施設（建築）工事）」の2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、この2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第59号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物鮮度保持施設工事）」から追加日程第2、議案第60号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物加工処理施設（建築）工事）」までの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 持木 一茂 君

追加提案理由の説明

町長（持木 一茂）

先程は、全議案のご承認をいただき、ありがとうございました。

それでは、本日、追加提案させていただきました、議案2件につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第59号及び議案第60号は、いずれも宇出津新港に整備する水産物鮮度保持施設と加工処理施設の建設について、相手方と請負契約を締結したため、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第59号「請負契約の締結について（平成27年度 宇出津港水産物鮮度保持施設工事）」については、去る6月8日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、8億4,888万円で、金沢市の真柄建設株式会社、輪島市の株式会社宮地組、能登町の株式会社鼎建設の三社が、真柄・宮地・鼎特定建設工事共同企業体として落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物加工処理施設（建築）工事）」については、去る6月8日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、2億3,598万円で、能登町の株式会社鼎建設、同じく能登町の有限会社能登住建の二社が、鼎・能登住建特定建設工事共同企業体として、落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、ご同意を賜われますようお願い申し上げます。

議長（鍛冶谷真一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま、議題となりました議案第59号から議案第60号までの2件の審議方法について、お諮りします。

議案第59号から議案第60号までの2件は、全体審議といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第60号までの2件は、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第59号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物鮮度保持施設工事）」

議案第60号「請負契約の締結について（平成27年度宇出津港水産物加工処理施設（建築）工事）」

以上二件について、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第59号から議案第60号までの以上2件は、原案のとおり可決されました。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第二条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、平成28年第3回能登町議会6月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会のあいさつ

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木 一茂 君

町長（持木一茂）

平成28年第3回能登町議会6月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

6月6日より開会されました、この度の定例会議におきましては、平成28年度能登町一般会計補正予算をはじめとする重要案件に、開会以来、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、現在の経済情勢を鑑みて、積極的に執行して参りたいと考えております。

さて、議員皆様方におかれましては、今年度から初の取り組みとして、「議会と語ろう会」が開催されており、一昨日の15日には柳田校下、小木校下、鶴川校下で行われ、本日は宇出津校下と松波校下で行われると聞いております。町民の方々の貴重な意見を広く聞き取ることは重要なことだと考えております。町民の皆様におかれましては、この貴重な機会に是非ご参加いただき、意見を交わしていただきたいと思っております。

また、明日18日は宇出津新港において第12回能登町消防団訓練大会が行われます。日頃から町民の安全・安心を守っている消防団員の雄姿をご覧になって、頑張る姿に声援を送っていただくようお願い申し上げます。今定例会議の閉会の挨拶といたします。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、本日は散会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

散会（11時16分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月17日

能登町議会議長 鍛冶谷 眞一

会議録署名議員 宮田 勝三

会議録署名議員 久田 良平